

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

厚生労働省社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第1 平成24年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	2
第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	3
第4 中国残留邦人等に対する支援について -----	5
第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について -----	3 4
第6 遺骨帰還等慰霊事業について -----	3 7
第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	4 1
第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について -----	4 2
第9 援護年金に係る受給権調査等について -----	4 5
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	4 6
第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	4 7
第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	4 8

参 考 資 料 目 次

	頁
第1 平成24年度予算(案)事項別内訳	(援 護 企 画 課) 5 1
第2 平成24年度援護関係主要行事予定表(案)	(") 5 4
第3 昭和館について	(") 5 5
第4 しょうけい館について	(") 5 6
第5 戦傷病者特別援護法関係統計表	(") 5 7
第6 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(概要)	(") 5 8
第7 中国残留邦人等の数	(中国孤児等対策室) 6 6
第8 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート	(") 6 7
第9 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター 及び中国帰国者支援・交流センター一覧	(") 6 8
第10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	(") 6 9
第11 特定中国残留邦人等に対する一時金の支給について	(") 7 0
第12 一時金申請から年金額改定までの流れ	(") 7 1
第13 地域別戦没者概見図	(外 事 室) 7 2
第14 平成23年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施状況	(") 7 3
第15 平成24年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施予定地概見図	(") 7 5
第16 都道府県別DNA鑑定結果	(") 7 6
第17 戦没者遺骨の伝達実績	(") 7 7
第18 平成24年度の援護年金額	(援 護 課 ・ 審 査 室) 7 8
第19 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金) 請求受付状況について	(") 7 9
第20 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金) 請求受付状況について	(") 8 0
第21 都道府県別援護年金受給者数	(審 査 室) 8 2
第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表	(業 務 課) 8 3
第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について	(") 8 5
第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	〔中国孤児等対策室〕 8 6 〔調 査 資 料 室〕
第25 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数	(調 査 資 料 室) 8 7

說 明 資 料

第1 平成24年度社会・援護局援護関係予算案について

【23年度予算】

【24年度予算案】

42,340百万円

→

38,222百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 29,025百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,196百万円

1 援護年金

27,060百万円 → 23,370百万円
(受給人員 14,531人 → 12,463人)

2 戦没者慰霊事業等の推進

2,291百万円 → 2,154百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等

141百万円 → 260百万円

※遺骨帰還関係経費55百万円→111百万円、身元特定作業経費58百万円→109百万円、
慰霊巡拝関係経費17百万円→18百万円、慰霊碑維持管理等経費11百万円→22百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円 → 982百万円

※遺骨帰還関係経費1,110百万円→932百万円、慰霊巡拝関係経費50百万円→50百万円

(1) 遺骨帰還等 1,766百万円 → 1,567百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 133百万円 → 135百万円

3 中国残留邦人等の援護等

11,235百万円 → 11,190百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,038百万円 → 10,924百万円

※上記のほか、職業安定局で生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 197百万円 → 265百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室で実物資料の展示等を行うとともに、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。また、特別企画展を毎年開催している。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成24年度は富山県及び京都府で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。

第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日に日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を昨年平成23年8月5日（金）に閣議決定し、同日、公表。

規定された具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 基本方針に基づく取組について

今後、厚生労働省としては、この基本方針に基づき、

- ・ 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定
(70万枚の登録カードと日本側資料との照合調査等)
- ・ 抑留中死亡者に関する資料等の国立公文書館への移管
- ・ 遺骨帰還事業、DNA鑑定
- ・ 戦没者遺族を中心とした慰霊巡拝
- ・ 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

等の事業を実施していくこととしており、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者特定のための資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

(詳細は参考資料を参照ください。)

第4 中国残留邦人等に対する支援について

- 中国残留邦人等に対しては、平成19年度に改正された「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成24年度は5年目を迎える。

- 各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、必要とする支援が受けられない事例もみられる。このため、都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援・相談員の配置、需要に応じた地域での日本語教室や自立支援通訳等派遣事業など、きめ細かな運用が図られるよう、引き続き創意工夫ある取組をお願いしたい。

具体的な項目としては、

- I 支援給付について
 - 1 支援給付制度について
 - 2 現状と今後の取り組み
- II 支援給付施行事務監査について
 - 1 現状の取り組み
 - 2 平成24年度の取り組み
- III 中国残留邦人等地域生活支援事業について
 - 1 地域生活支援事業のポイント
 - 2 中国残留邦人等支援に係る主な論点
 - 3 支援・相談員について
 - 4 自立支援通訳について
 - 5 公営住宅の住み替えについて
 - 6 支援策の取組事例

I 支援給付

<支援給付制度について>

- 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとしている。

<現状と今後の取り組み>

- 支援給付受給者数 平成23年11月末現在（福祉行政報告例）
4,718世帯 7,297人
- 支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、
 - ・ 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問等により、要介護認定申請が検討されているか
 - ・ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか
 - ・ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているかといった視点で支援を図るようお願いしたい。

<1 実施要領等の改正>

- 上記の支援給付制度の趣旨に鑑み、その実施に当たっては、
 - ・ 二世等と同居しても支援給付を受給できるよう二世世帯の収入認定の緩和などの見直しを図ってきたところである。
- 来年度の実施要領等の改正については、生活保護制度と同様に基準等を次のとおり改正する。
なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課の主管課長会議資料を参照願いたい。

- ① 児童手当法の改正に伴う対応
- ② 生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）及び出産扶助（施設分べん）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施する予定
- ③ 生活扶助一般基準は据え置き

○ 支援給付制度の見直しについては、これまでに地方自治体から様々な御提言をいただいたところ、検討の結果、支援法の改正は実施しないこととし、一方で今後も支援給付受給者が安心して生活を送れるよう、地方自治体の御提言を踏まえ、運用改善で速やかに実施できるものは実施して参りたいので、改正の必要性を検討する必要がある事項については厚生労働省へ連絡願いたい。

＜２ 年金額等の引き下げに伴う留意点について＞

- 平成２４年４月から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が０．３％引き下げられることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成２４年６月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

○ なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

（参考）国民年金（老齢基礎年金（満額）：１人分）

（平成２３年度（月額））	（平成２４年度（月額））
６５，７４１円	→ ６５，５４１円（△２００円）

○ また、現在支給されている年金は、過去、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いている特例水準であり、平成２４年度から平成２６年度までの

3年間で特例水準を解消することが検討されており、法案が成立すれば、平成24年10月分が支払われる12月の支払から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が更に0.9%引き下がる予定なので留意すること。

＜3 電子レセプトを活用したレセプト点検について＞

- 平成23年度より本格運用している電子レセプトを活用することにより、医療券の有効性や医療支援給付受給者の確認を行う資格点検及び当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付）による診療内容の横覧点検、縦覧点検が、これまでの紙レセプトに比べ格段に効率化されたところであり、地方自治体におかれては、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

＜4 後発医薬品の周知について＞

- 平成24年度予算案において、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、医療支援給付においても支援給付費の約半分を占めているところであり、後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある。

そこで、医療支援給付については、支援給付受給者へ後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について支援給付の実施機関から支援給付受給者へ説明し、後発医薬品の服用についてご理解を求めるよう周知願いたい。

具体的な説明は、別途送付予定の「後発医薬品のしおり」を用いて、支援・相談員から懇切丁寧にご説明願いたい。

＜5 支援給付受給者の本人確認証の更新について＞

- 支援給付受給者の本人確認証の交付については、原則として、平成20年度から2年ごとに発行をお願いしている。

そこで、平成24年度は、更新の時期となるので、支援給付受給者に更新の時期について周知し、事務処理を願いたい。

- なお、更新にあたっては、「支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証の交付について」（平成20年3月31日付け社援企発第0331004号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）別添の要領を参照願いたい。

<6 海外渡航時の届出の周知について>

- 平成22年度においては、海外渡航を行う場合の申請書での届出は、煩雑で面倒であることから手続きを簡素化してほしいとの要望を受け、電話での届出でも可能とし、制度の改善を図ってきたところ。

- 従来より、海外渡航の手続きについては、実施機関の協力を得て支援給付受給者に説明を行い理解を得るよう努めてきたところ、支援給付受給者によっては、無届で海外渡航を行ったり、予定していた期間を過ぎても連絡のないまま2ヶ月を過ぎる者が散見される状況にある。

こうした状況について改善が図られるよう担当職員並びに支援・相談員は、普段から

- ① 海外渡航前に実施機関へ届出を行うこと。
- ② 海外渡航後、やむを得ない事情で渡航期間が2ヶ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関へ連絡を行うこと。

を懇切丁寧に支援給付受給者に説明し、届出を徹底させるよう努めること。

- また、実施機関が認めた目的以外の目的での海外渡航や、やむを得ない理由もなく海外渡航が2ヶ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがあることを事前に支援給付受給者へ説明し、理解を得ること。

なお、やむを得ない理由もなく2ヶ月を超えた場合には、実施機関は海外渡航の取扱いに基づき処理を行うようお願いする。

＜ 7 稼働年齢層の配偶者に対する就労支援 ＞

永住帰国後、二世と同年齢程度の配偶者と結婚し、夫婦世帯として支援給付を受給している世帯が見受けられる。

- これまで、支援給付受給者には、就労指導は原則行わないこととしてきたところであるが、地方自治体から何ら就労阻害要因もない者に対し、就労指導を行わないことは国民からの理解が得られないため就労指導ができるよう改正してほしいとの要望が出されている。
- そこで、二世と同年齢程度の比較的若年の配偶者には、同年代の職場の同僚達と触れ合うことによって言葉や生活習慣の違いを少しでも早い時期に払拭し、ゆとりある生活を送ることができるよう、特段の就労阻害要因もなく客観的に見て就労可能な配偶者（二世と同年齢程度の配偶者）に対しては、本人の意向等を考慮した必要な就労支援が行えるよう現行の支援策問答集を追加修正する。

Ⅱ 支援給付施行事務の監査

＜現状の取り組み＞

- 平成21年度より支援給付施行事務監査を都道府県・指定都市の協力を得て実施し、これまで51都道府県・指定都市、54実施機関の实地監査を実施した。

＜平成24年度の取り組み＞

- 監査実施4年目に当たる平成24年度は、都道府県・指定都市本庁が行う实地監査では、これまで实地監査を行っていない実施機関の全てに対して実施することになるので、計画的に行うようお願いしたい。
- 平成23年度の实地監査結果では、
 - ① 課税調査が適切に実施されていない事例
 - ② 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されず、生活実態等の把握されていない事例
 - ③ 海外渡航の取扱いが不適切な事例
 - ・ 海外渡航の目的や期間を確認していない
 - ・ 2ヶ月超の海外渡航の適否について、組織的に検討されていないなどの指摘が多く認められたので、平成24年度に都道府県・指定都市本庁が行う实地監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

＜1 厚生労働省が実施する監査＞

（1）平成24年度における監査計画等

- 平成24年度の实地監査は、平成21年度から平成23年度までに实地監査を実施していない18の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、实地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

(2) 支援給付施行事務監査資料

- 支援給付施行事務監査資料は、様式が確定し次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成24年4月10日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成24年5月末提出
- 支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定し次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

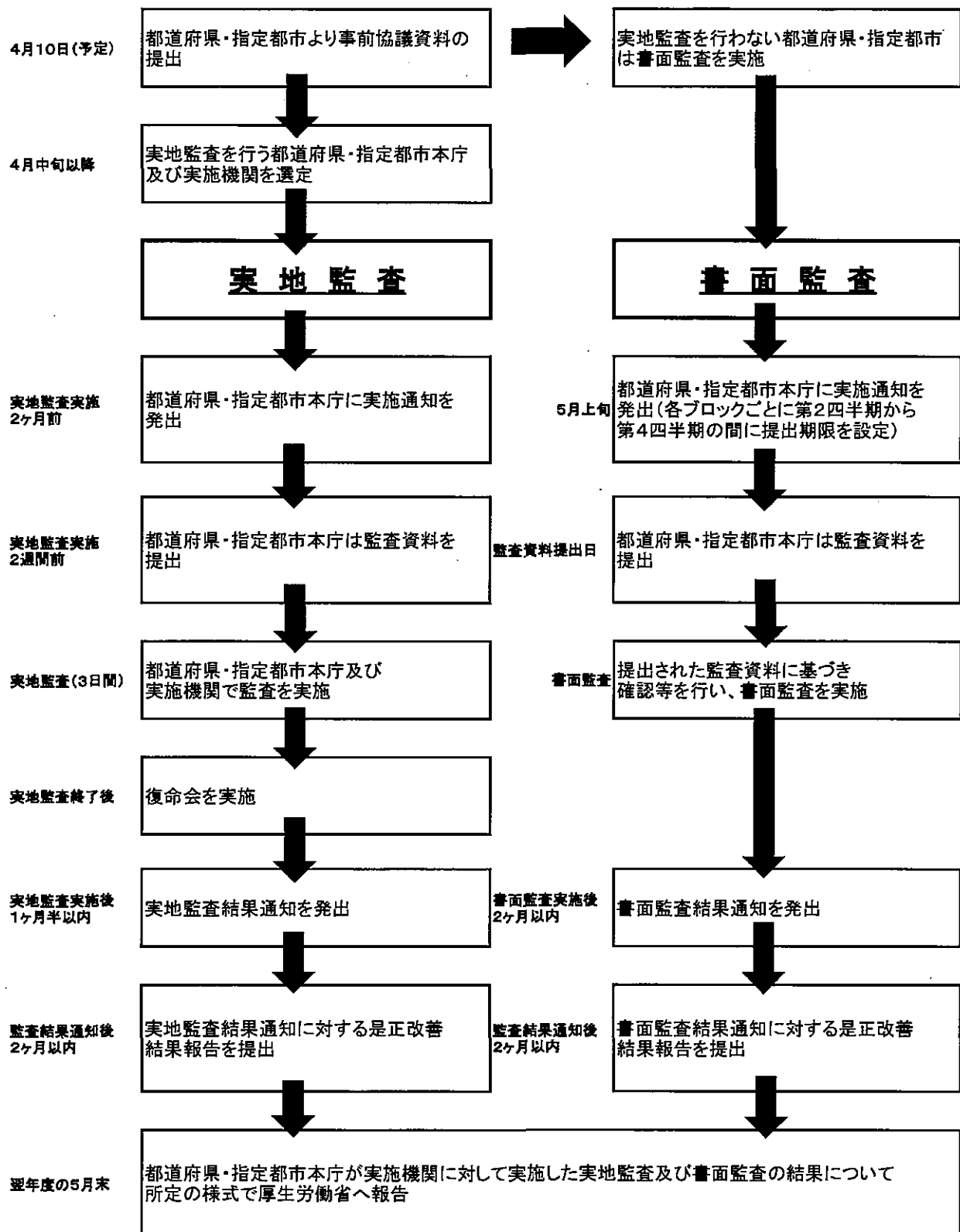
(4) 平成23年度の監査結果

- 平成23年度は、18都道県市で実地監査を実施し、それ以外の府県市については書面監査を実施している。
- 厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市本庁が行う監査等の参考としていただきたい。

<2 支援給付適正実施推進事業>

- 支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているので、平成24年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

(参考1)厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ



(参考2) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

- ・ 各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行う
- ・ 今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う

(2) 監査対象実施機関の選定

- ・ 管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定
- ・ 監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定

(3) 監査実施通知の発出

- ・ 監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに通知

(4) 事前準備

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ 事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成
- ・ ケース検討数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行う

(5) 指導監査の実施

- ・ 「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施
- ・ ケース検討を実施
- ・ ケース検討の確認(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ずケース担当者へ連絡)
- ・ 必要に応じて実地調査を実施
- ・ ケース検討票の集計
- ・ 集計後、講評原稿の作成
- ・ 実施機関講評前打合せ(実施機関側との意見調整を行う)
- ・ 実施機関講評(是正改善内容は具体的に説明するよう努める)

＜各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類＞

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

- ・ 監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催
- ・ 復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする

(7) 監査結果通知

- ・ 復命会終了後、速やかに実施機関へ通知（監査日より1ヶ月半以内が目安）
- ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる

(8) 是正改善結果報告

- ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
- ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導

(9) 指導台帳の整理

- ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

2 書面監査について

(1) 監査実施通知の発出

- ・ 実地監査を実施しない実施機関に対し、資料提出日の2ヶ月前までに書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる

(2) 指導監査の実施

- ・ 実施機関より提出された監査資料の内容確認
- ・ 必要に応じて電話等での聞き取りを行う

(3) 監査結果報告書の作成

- ・ 監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする

(4) 監査結果通知

- ・ 監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）
- ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる

(5) 是正改善結果報告

- ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
- ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導

(6) 指導台帳の整理

- ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

3 監査結果報告の提出

- ・ 実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う

Ⅲ 地域生活支援事業について

< 1 地域生活支援事業のポイント >

○ 地域生活支援事業の現状

中国残留邦人等地域生活支援事業は、これまでも、地方自治体の理解、協力により実施いただいている。

しかし、一部の地方自治体では、事業の未実施や、周知不足のため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない、事業へ参加するための交通費が支給されないなどの事例が散見されている。

○ 地域生活支援推進事業の運用上の留意点

地域生活支援事業の実施に当たっては、よりきめ細かな運用が図られるよう以下に留意いただきたい。

- ① 引き続き当該事業を積極的に実施していただき、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りを進めること。
- ② 国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」(全国7カ所に設置)では地域支援コーディネーターを配置し、地方自治体が行う事業に対する協力を行っているので、日本語教室や交流事業の実施に際しては、積極的に活用を検討すること。

< 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況 >

	地域住民に対する広報活動事業	地域で実施する日本語交流事業の支援	日本語教室の開催に必要な経費の支援	自立支援通訳派遣事業	実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業
平成20年度	24	27	46	77	23
平成21年度	19	55	69	92	6
平成22年度	13	63	75	91	12
平成23年度	22	66	73	110	16

※数字:地方自治体数
(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む。)

< 2 中国残留邦人等支援に係る主な論点 >

1 地域住民の理解と協力

中国残留邦人等が帰国までに経験した労苦や日本語が不自由であるため、帰国後の生活が困難である状況について、地域住民の理解と協力を得る取組を継続的に実施していくことが必要であること。

2 地域社会における支援

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、中国残留邦人等の日常的な相談に応じる支援・相談員の配置を推奨するとともに、ニーズを踏まえながら、柔軟かつきめ細かな支援を実施していくことが必要であること。

3 中国帰国者支援・交流センター等との連携

地域社会における支援を実施していくため、中国帰国者支援・交流センターとの連携や地域のNPO等を活用していくことが必要であること。

4 高齢化への対応

中国残留邦人等の高齢化を踏まえ、自立支援通訳の医療知識等習得支援、介護関連支援の充実や、公営住宅の住み替え要望等への対応が必要であること。

(参考1) 中国残留邦人等に対する支援の流れ(概要)

帰国直後の支援

中国帰国者定着促進センター
(埼玉県所沢市)

- ・(6ヶ月間の宿泊研修)

中国帰国者自立研修センター
(東京・大阪)

- ・(8ヶ月間の通所施設)

中国帰国者支援・交流センター
(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)

- ・(拠点施設による継続支援)

帰国旅費の支給

身元引受人のあっせん

自立支度金の支給

生活支援

- ・満額の老齢基礎年金等の支給
- ・補完する支援給付

地域での支援

- ・地域における交流事業、日本語教育支援
- ・自立支援通訳、自立指導員等の派遣
- ・日本語学習への参加に伴う交通費支給 等

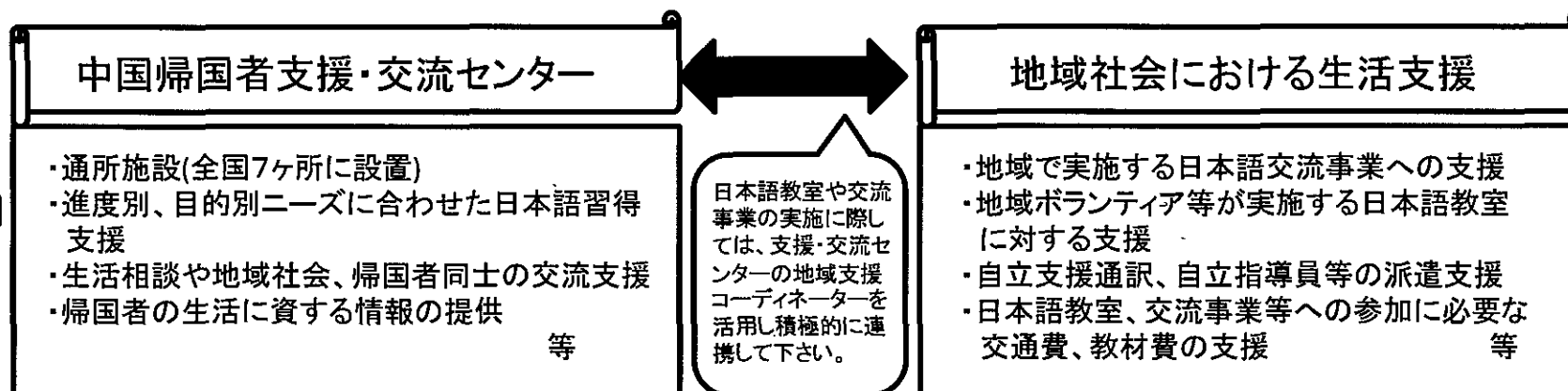
【他省庁の施策】

- ・中国帰国者に対する就職支援プログラム
- ・公営住宅の優先入居

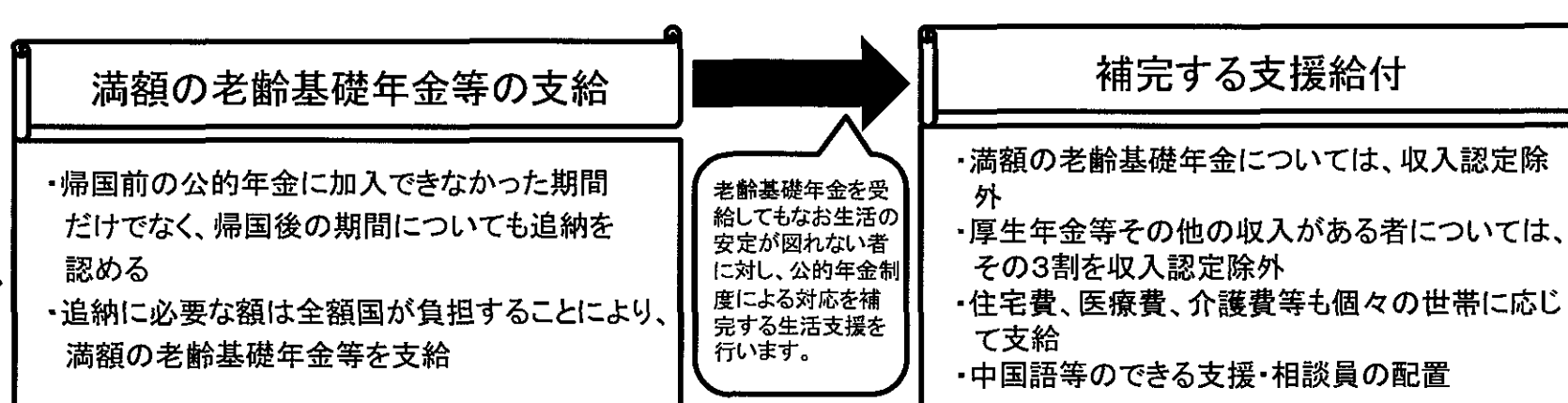
支援・相談員の派遣

(参考2) 定着後の生活支援

○ 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できます。



○ 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金と補完する支援給付が受けられます。



○ 上記の支援を活用して地域社会への定着を支援していきます。

< 3 支援・相談員について >

○ 支援・相談員の役割

支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するなど、多岐にわたる業務を行い、重要な役割を果たしている。中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。

○ 地方自治体での支援・相談員の配置上の留意点

地方自治体での支援・相談員の配置については、以下に留意いただきたい。

- ① 人材の確保に努め、未配置のため実質的に支援ができないなどの支障を来さないよう配置を推進すること。
- ② 資質の向上、連携強化に資するため、研修会や定期的な活動報告会等を開催すること。
- ③ 支援・相談員を通じて把握したニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行うこと。

< 支援・相談員の配置状況 >

	配置人数	配置自治体数 (全自治体数)
平成20年度	383	76(106)
平成21年度	479	98(106)
平成22年度	491	97(106)
平成23年度	495	96(107)

< 支援・相談員の主な業務 >

- 実施機関で支援給付事務を行う職員の補助
- 支援給付受給家庭への同行訪問
- 「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」に関する助言
- 日常生活上の相談 等

< 4 自立支援通訳について >

○ 自立支援通訳の役割

自立支援通訳は、中国残留邦人等の日常生活上の相談、医療機関の受診時、公共機関のサービス利用時などの通訳を行っており、地域社会で生活していくうえで重要な役割を担っている。

○ 自立支援通訳の現状及び運用上の留意点

自立支援通訳の派遣実態としては、全体の約90%が医療機関受診における派遣となっている。これは、中国残留邦人等の高齢化が主な要因であると考えられ、これからの自立支援通訳には医療分野の専門知識の修得が求められている。

各地方自治体は、医療及び介護に関する専門用語等の修得を目的とした研修への積極的な受講を推奨するとともに、中国残留邦人等からの医療機関受診の通訳派遣依頼については、より柔軟かつきめ細かに対応できるよう配慮願いたい。

○ 自立支援通訳の派遣先別実績

派遣先/年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計(件)
医療機関	6,016(88%)	6,715(86%)	8,287(84.6%)	21,018
行政機関	677(9.9%)	608(7.8%)	865(8.8%)	2,150
介護保険	91(1.3%)	252(3.2%)	247(2.5%)	590
その他	64(0.8%)	229(3.0%)	388(4.1%)	681
計	6,848(100%)	7,804(100%)	9,787(100%)	24,439

< 5 公営住宅の住替えについて >

新規定着

- 中国帰国者定着促進センターを修了
- 自治体に定着
- 公営住宅に入居

住替え 需要

- 公営住宅の住替え需要の発生
理由: 高齢になったことにより、階段昇降が負担になった
持病の悪化
身体機能の低下による住宅設備の改修は困難
- バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている

良質な住環境 の確保

- 各地方自治体は、住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化による身体能力の低下や個々の置かれた状況等を勘案し、**優先的に住替え**できるよう配慮願いたい。

(参考通知)

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付国住備第143号各都道府県公営住宅管理担当部長宛 国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)

(通知のポイント(抜粋))

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

公営住宅の住替え事例

中国残留邦人等の公営住宅の住替えについて調査したところ、次の地方自治体が個々の置かれた状況等を勘案し、個別に対応していることが確認された。

中国残留邦人等の住替えの対応が未だ実施されていない地方自治体におかれては、中国残留邦人等から住替えの要望があった場合には、高齢化等の状況を勘案し、優先的に住替えできるようご配慮をお願いしたい。

山形市

- ・県営・市営住宅ともに、新規入居時は優遇措置、その後は当選確率が2倍になるよう優遇している。
- ・県営住宅に居住の中国残留邦人の介護度が上がり、低層階への住替えを希望していたため、娘世帯が入居する県営住宅の1階の空き部屋に入居できるよう山形県に働きかけ入居した。

新潟市

- ・中国残留邦人等にかかわらず、医師の診断により低層階への住替えが必要だと判断された者(下肢障害1級2級の者を含む。))については、優先的に低層階への住替えを認めている。

石川県

- ・最初に定着する際の優遇措置に加え、県営住宅は、定期募集の抽選時に一般申込みと比較して当選の確率が倍になるように、抽選用の札を2枚入れることができる。

神奈川県

- ・最初に定着する際の優遇措置に加え、帰国後5年を経過していない中国残留邦人等が県営住宅に入居する場合、一般申込みに比べて新築で5倍、空家で3倍の優遇扱いで申し込むことができる。

(6) 支援策の取組事例

山形県及び浜松市等における中国語通訳を円滑に派遣するための取組事例

(自立支援通訳等派遣事業)

【厚労省作成資料】

- 山形県では、中国残留邦人等が早朝、夜間、休日等のあらかじめ県の承認が得られない場合でも、緊急に通訳の派遣を希望する場合、直接、自立支援通訳の電話に連絡することで、必要に応じて迅速に通訳の派遣を実施している。また、支援者の新規開拓、世代交代の推進を目指し、通訳を帰国者2世からも採用(9名)している。
- 浜松市では、中国語の対応ができる人材が多数在籍している公益財団法人浜松国際交流協会に事業を委託して実施しており、中国残留邦人等の支援関係者以外での人材の確保に結びついている。



山形県の取組事例

○概要

中国残留邦人等が通訳派遣を希望する場合には、通訳に連絡した後、通訳が県の承認を経て派遣される。

○特徴

- ・通訳は日頃から中国残留邦人等と連絡を取り合っており、個々の既往症などを把握している。
- ・県内いずれの地域にも対応できるように地域ごとに通訳を選定している。

○所要経費

1,428,400円

○支援対象者

74名

年度	派遣回数	通訳人数 (うち帰国者2世)
平22	165回	12名(8名)
平23	141回 (1月現在)	13名(9名)

◆山形県における本取組に関連した事業等

- * 県に支援連絡会を設置し、各自治体と連携して中国残留邦人等に対する支援を実施している。
- * 自立支援通訳を対象に医療通訳研修会を実施予定(3/13)
東北中国帰国者支援・交流センターの委託を受け、認定NPO法人国際ボランティアセンター山形が実施予定。

浜松市の取組事例

○概要

帰国者が通訳派遣を希望する場合には、直接、通訳に連絡する。緊急時対応も受け付けている。

○特徴

中国残留邦人等を支援してきた者の高齢化に伴う人材不足に対応するため、当該団体を活用し、支援に結びついている。

○事業委託先

公益財団法人
浜松国際交流協会

○所要経費 1,018,000円

○支援対象者

47名(うち、利用者数 10名程度)

年度	派遣回数
平23	47回 (12月末現在)

◆大阪市の自立支援通訳・自立指導員の派遣取組事例

* 公益財団法人大阪YWCAに事業委託し、自立支援通訳、自立指導員約30人が登録されている。

派遣希望者は直接又は親族の方、支援・相談員等を通じて大阪YWCAに連絡し、大阪YWCAにおいて派遣調整を行い、派遣されている。

自立支援通訳利用者: 本人及び配偶者 57人
同行帰国した二、三世 6人 計63人

類似の事例

近畿圏の府県が合同で実施する通訳のための医療知識習得研修の取組事例

(実施機関が開催する関係職員等研修・啓発事業)

【厚労省作成資料】

- 中国残留邦人等の高齢化に伴う医療現場での通訳支援において、医療の専門的な知識を求められるケースが増えてきた状況を踏まえ、通訳のスキルアップを図るため、近畿圏の府県が合同(持ち回り)で医療通訳研修を実施。

【実施主体】兵庫県(H23)

事業委託

【委託先】公益財団法人大阪YWCA

参加募集

【参加対象】近畿圏全ての自治体の
自立支援通訳、支援・相談員等

【概要】近畿地方の府県が連携し(1年ごとの持ち回り)事業を実施。
23年度は兵庫県が実施主体として実施。

年度	実施回数	参加者(累計)
H22	6回	190名
H23	7回	315名

【所要経費】 2,012,000円
内訳: 報償費、旅費、需用費、
役務費、賃借料、委託料

○合同開催のメリット

- ・少人数開催よりも効率的に実施できる。自治体の負担軽減になる。

○参加者からの声(実施後のアンケートより)

- ・初めて聞く医療用語ばかりで動揺したが、説明を聞き、納得、理解できた。
 - ・漠然としか理解していなかった病気の症状、予防方法を知ることが出来た。
- 研修資料が充実していて、実践に応用が出来ると思う。

○課題

- ・参加人数が多くなることによって実践(実習)的研修(ロールプレイ)の機会確保が難しくなる。

医療通訳研修の開催(年7回実施:H23)

○主な内容(日本語と中国語を併用して進行)

- ・保険、診療の流れ(受付、検査、診断、治療)
- ・生活習慣
- ・具体的な疾病(心疾患、糖尿病、腰痛等)
- ・入院、手術 等

○その他

研修内容の他にも、他自治体の通訳等との意見交換、情報共有等による知識向上の相乗効果も期待される。

○講師

博士(医学)、
(理学) 等

研修内容

回数	日時	内容
1	11月1日	医療通訳
2	11月8日	医療通訳システム I
3	11月14日	医療知識
4	11月25日	異文化コミュニケーション
5	12月5日	医療システム II
6	12月20日	全身疾患と歯科の関係
7	1月16日	中国語・日本語のブラッシュアップ 中国残留邦人等施策について ケアする人のケア

開催状況

福岡県における二世、三世を活用した通訳養成の取組事例

(実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業)

【厚労省作成資料】

- 福岡県では、自立支援通訳の高齢化に対応するため、帰国者二世、三世による支援の拡大を目指し、通訳養成に取り組んでいる。二世、三世の就労のためのスキルアップにも効果が期待される。

【事業概要】

- 中国残留邦人等の高齢化に伴い、医療施設の利用が増えている状況であるが、自立支援通訳等の支援する側の高齢化に対処する必要があり、帰国者二世、三世を中心とした次世代の通訳養成を目指す。

【実施方法】

- 1クラス10人程度とし、日本語レベルに応じ、2クラス(上級クラス、初級クラス)に分けて実施。1年単位で授業を行う。

A(上級)クラス

(対象)

22年度に受講した者でレベルアップを図る者、または日本語が一定のレベル以上の者。

(指導内容)

・医療分野への就労に向けた技能の取得を目指す。

・年間10回実施予定

・1回の講座時間

10:30~12:30

・講座内容

- * 通訳のマナー、服装、挨拶等
- * 心臓病、糖尿病、胃炎、不眠症等の具体的疾病と通訳
- * 薬について

B(初級)クラス

(対象)

今年度からの受講者、または22年度と同程度の内容を希望する者。

(指導内容)

・1世の通院等支援を目的として、初歩的な医療用語の習得を目指す。

・年間13回実施予定

・1回の講座時間

13:30~15:30

・講座内容

- * 通訳のマナー、服装、挨拶等
- * 受付、問診票、診察、治療等
- * 薬、入院、手術、看護・介護
- * 高血圧、アレルギー・免疫等



実施主体

福岡県

事業委託

委託先

社団法人

福岡県中国帰国者自立促進協議会

【ロールプレイ】※



所要経費 1,425,520円

内訳: 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

利用者の声 …参加者は主に帰国者の二、三世

◇家族の通院時に本講座で得た知識が役立っている。

自治体担当者の声

◇受講者は意欲的に取り組んでおり、医療用語を学ぶ良い機会になっている。

◇医療通訳の公的資格制度がないため、就職に有利な条件になる等の位置付けが難しい面もある。

※ロールプレイ

・病院での実際の通訳場面を想定して、医師、通訳、患者と役割分担を行い、それぞれ役を演じる。

・医師と患者役は通訳が正しく行われているかチェックし、ロールプレイの記録に内容や反省点を記入する。

長野県における中国残留邦人等と県民等の交流を深める取組事例

(地域で実施する日本語交流事業の支援)

【厚労省作成資料】

- 中国残留邦人等と県民、支援関係者が一堂に会し、交流する機会を提供し、中国残留邦人等の孤立感の解消や、安定した就労の確保、地域を越えたネットワークづくりにより、県民の中国残留邦人等への理解を深めてもらうことを目的として取り組んでいる。

事業の実施方法

- 県が中心となり、各地方自治体、支援団体、企業、支援者からの協力を得て交流会を実施(平成22年度実施内容)

- 事業委託先 長野県日中友好協会

第1部

- ◎ 中国残留邦人等の体験 発表
残留婦人、一世、二世、三世等各世代ごとに、これまでの体験談を日本語で発表

第2部

- ◎ 京劇、二胡演奏等

第3部

- ◎ 交流懇親会
中国残留邦人等、市民が分け隔てなく交流が行われる。
日本語教室通所者等により、即興で日本語の歌の披露も行われ参加者から好評を得ている。

- 参加者は総勢200名

県内各地の中国残留邦人等及びその家族、支援団体、企業、一般市民等が参加。

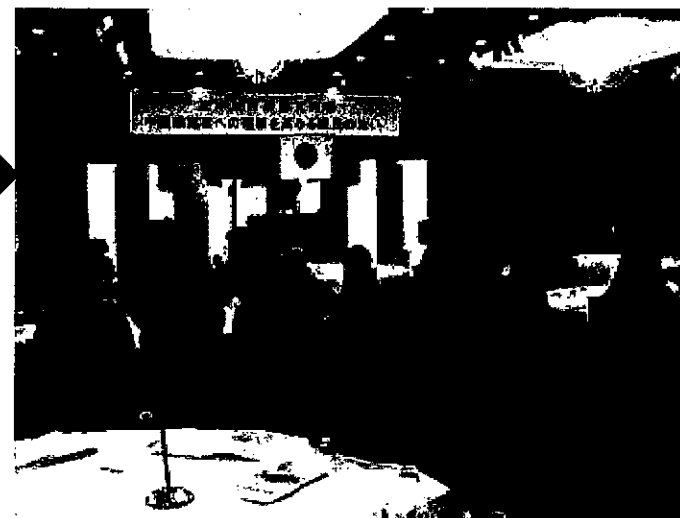
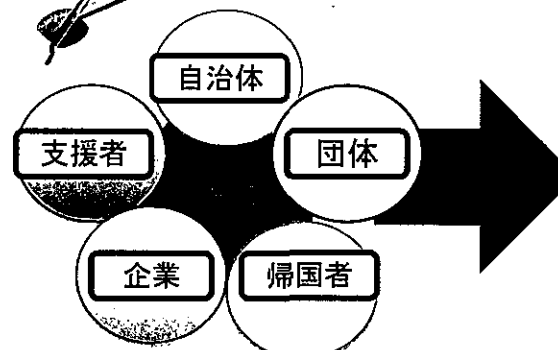
- 所要経費

712,000円(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料)

- 県担当者の声

本県は77市町村あり、市町村間により事業の取組みに温度差がある中で、県が主体となり県域の交流会を開催することは、個人間の交流はもとより地域間の取組み等の情報交換や帰国者の方々のニーズを知ることができ、施策推進の上で有効であると考えている。

また、参加者からは多くの支持を得ている。



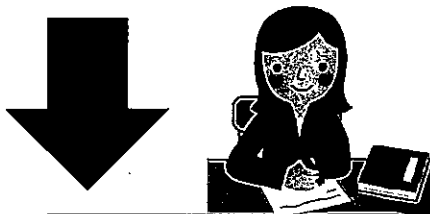
福岡県における行政による積極的な中国残留邦人等生活相談等の取組事例

(実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業) 【厚労省作成資料】

- ◎ 中国残留邦人等に対して受け身で相談を待つのではなく、行政が積極的に声掛けを行う手法を取り入れ、定期的に電話をかけ、会話することにより、中国残留邦人等の孤独感や疎外感の解消を図ることを目的として実施。
また、相手の希望や必要に応じて家庭訪問を行っている。

(事業委託先)

社団法人
福岡県中国帰国者自立促進協議会



(期待される効果)

高齢者→孤独感や疎外感の解消
2、3世→就労相談等での自立促進

(利用者からの声)

1世には電話という気軽さが受け入れられ、好評を得ている。
引き続き実施してほしいとの声がある。

(担当者からの声)

- ◇電話が強要にならないように配慮している。
- ◇ふれ愛電話だけで帰国者の抱える問題全てを解決することはできないため、後方支援をするグループ体制の整備を検討中。

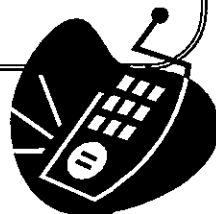
(成果)

少数ではあるが、重大なトラブルに発展しかねない案件があった。
問題が深刻化する前に、解消に至り事なきをえた。



病気が心配。

近所付き合い
が苦手。



(事業内容)

中国語のできる相談員が電話(ふれ愛電話)をかけ、日常会話から各種の悩みごとまで多岐にわたった相談に対応する。内容によっては、行政との連携を図って解決する。

1世帯あたり2～3ヶ月ごとに1回の頻度で連絡。

相手の希望や必要に応じて家庭訪問を行い、きめ細やかに支援を行う。

事業実績

年度	ふれ愛電話 実施回数	家庭訪問 実施回数	登録世帯数
平22	157回	20回	154世帯
平23	208回	36回	154世帯

所要経費

2,648,000円(報償費、旅費、需用費、通信運搬費、使用料及び賃借料)

転職したい。



札幌市における中国残留邦人等を対象とした行政施策等説明の取組事例

(実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業)

【厚労省作成資料】

- ◇ 中国残留邦人等が日頃抱えている支援制度に関する疑問等について、自治体の担当者が直接、中国残留邦人等に制度説明会を開催し、疑問解消や相互理解に取り組んでいる。

行政施策説明会の開催

【実施主体】

- ◇ 札幌市が独自に「行政施策等説明会」を実施(説明者は市職員)

【開催場所】

- ◇ 中国残留邦人等が多く居住する3地区で区民センターを利用して実施。

【説明内容】

- ◇ 支援給付制度、生活保護制度、介護保険制度等を中心に説明。
◇ 中国語通訳を配置。
◇ 質疑応答により具体的に対応。

事業実績

- ◇ 平成22年度参加者数 39人
◇ 実施回数 3回

所要経費

67,000円
需用費(説明会資料)
賃借料

(参加者への広報)

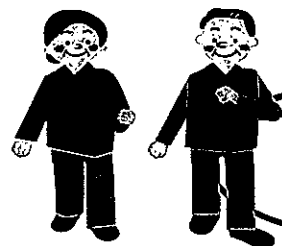
- ◇ 日本語教室、支援団体、民生委員、自治会等の協力を得て、案内パンフレットを地域住民などにも配布し、広く広報を行う。

(期待される効果)

- ◇ 中国残留邦人等が日頃から抱えている問題の解消が図れる。
◇ 行政側でも中国残留邦人等の生活上の問題点等が把握できる。

支援給付受給者の皆様への説明会

- 挨拶
➢ 札幌市の相談窓口について
➢ 収入申告書の様式変更
➢ 本人確認証について
➢ 保健福祉局総務課に問い合わせの多い事項について
・二世世帯との同居について
・本人が亡くなった時の葬儀費用について
・介護保険料加算について
➢ その他
・今年度の一類・二類金額説明
・介護障がい担当課の案内(敬老パス・身障手帳・介護関係)



制度が複雑で
わかりづらい

日頃抱えている
疑問

自治体の担当者
から直接話を聞
きたい



介護に関連した取組事例

(実施主体:公益財団法人中国残留孤児援護基金)

【厚労省作成資料】

中国語による語りかけ事業

○ 中国残留邦人等が入所(利用)する介護施設へ支援員(中国語話者)を定期的に派遣し、中国語で会話をすることを通して心のケアを図っている。

○生活意欲を引き出す効果を期待

- ・中国語による「語りかけ」が、本人が安心して話すことが出来る「語る」力を育む。
- ・本人が「語る」ためには、「聴く力」、「伝える力」が必要となり、能動的態度が必要となる。

○安心感の提供、相互信頼関係の構築が不可欠

定期的な訪問で「また来てくれる」という安心感の提供、穏やかに語りかけることによる信頼関係の構築が重要になる。

○語りかける内容はこれまでに経験した出来事が中心

生い立ち、これまでの人生、楽しかったこと、苦しかったこと、家族のこと、帰国後の生活 など

○利用者の反応

- ・爪切り、車いすへの移動など身体に触られることに抵抗していた者が、中国語で説明したところ、抵抗の度合いが低くなった。
- ・衣類の着脱が全介助から一部介助に、歩行困難が杖を用いて歩き出すなど改善された。

○支援員に求められる要素

- ・中国語が堪能
- ・介護、看護に関する見識
- ・中国残留邦人等の労苦や帰国後の困難な生活を理解し、支援するという気持ち

○所要経費(H22)

702,010円(報償費、旅費)

中国残留邦人等の介護に関する要介護者支援セミナー

○ 中国語による語りかけを行う支援員及び現場で中国残留邦人等のケアに携わる施設職員等のスキルアップを目的として看護、介護、心理学等に関するセミナーを実施している。

○事業内容

第1部 シンポジウム

◇討論内容「中国帰国者の老後生活と介護」
介護施設運営者、地域福祉分野、介護・看護分野の研究者、帰国者2世(作家)等による討論会。

第2部 講習会

◇講習内容

- ・中国帰国高齢者への支援の要点
- ・介護における困難事例への対応要点
- ・現場実践におけるQ & A

○参加者 113名

○所要経費(H22)

1,514,357円
借料、印刷製本費、
報償費、旅費、
通信運搬費



実施主体：長野県飯田市

委託先：NPO法人 中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ

- セーフティネット支援対策等補助金による
飯田市からNPO法人「ニイハオ」への委託事業 平成23年度 約173万円
- ◆ 日本語教育支援事業(日本語教室): 高齢者向け(4ヶ所)・一般向け(1ヶ所)
 - ◆ 地域支援ネットワーク事業: 地域での交流会、音楽会等の開催
 - ◆ 自立支援通訳等派遣事業: 地域生活における通訳派遣、生活相談事業の実施

【NPO法人の創設経緯等】

- ◆ 平16. 2 NPO法人創設
- ◆ 平17. 10 指定居宅サービス事業者
- ◆ 平17. 11 宅老所開設、通所介護サービス開始

小規模通所介護サービス

宅老所「ふれあい街道 ニイハオ」の設置

中国帰国者や地域の高齢者の方々の
介護サービスへのニーズに対応した宅老所

設立経緯

飯田下伊那地域は、旧満州への開拓団を日本で一番多く送出した地域であり、その当時に幼少時代を過ごした方々も高齢になり、帰国後も言葉の壁に阻まれ、満足な介護・医療を受けられないのが現状。

このため、中国帰国者等の方々や地域の方々のよりどころとして宅老所を設立。

事業内容・目標

行政や関係機関と連携し、
交流支援の場を提供従事者: 生活相談員、看護職員、
機能訓練指導員

23年度年間利用見込者数
延べ3,120(人・日)回
(うち、帰国者 870(人・日)回(27.9%))

中国帰国者及び地域の高齢者へ生活情報・サービスを提供するとともに、いろいろな講座や教室の開催を通じて、交流やコミュニケーションの輪が広がり、生き甲斐が持てて、生きる力が湧き出てくるような場を目指す。

施設概要

木造二階建ての民家を改装し、バリアフリー化・延べ135㎡

機能訓練室兼食堂、台所、浴室、相談室
多目的トイレ、交流室、静養室 等

- ◆ 施設形態 宅老所(介護保険・保険外対応の通所介護施設)
- ◆ 定 員 13名
- ◆ 利用日・時間 月曜日～土曜日の午前8:30～午後6:00

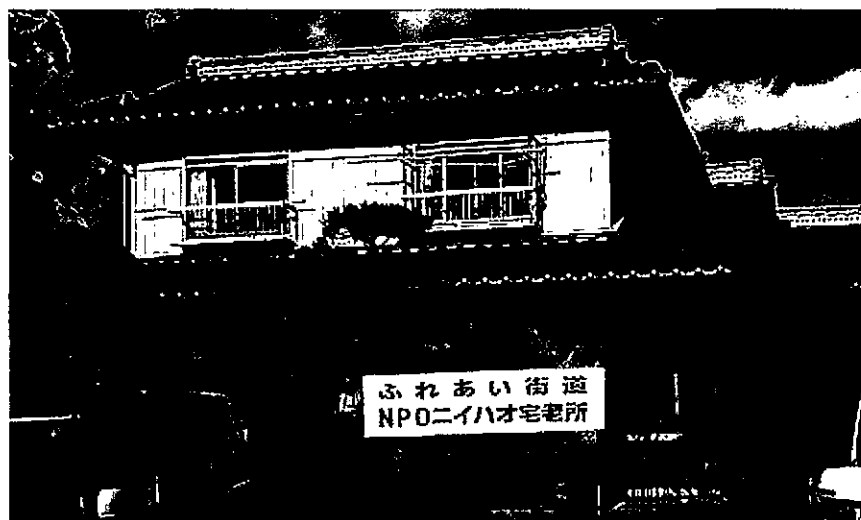
- ◆ 送 迎 有り
- ◆ サービス内容 食事・入浴・レクレーションの他、機能回復訓練、生活相談等を実施

長野県飯田市における

宅老所「ふれあい街道 ニイハオ」での介護事業等の取組事例（参考）

〔厚労省作成資料〕

ニイハオ外観



食事風景



宅老所内の様子



交流会にて



「宅老所ふれあい街道ニイハオ」

利用者状況（平成23年11月）

	年齢	性別	生活状況	
1	76	女	中国帰国者	平均年齢 76歳
2	82	男	中国帰国者	
3	77	女	中国帰国者	
4	81	女	中国帰国者	
5	78	女	中国帰国者	
6	74	女	中国帰国者	
7	78	女	中国帰国者	
8	70	男	中国帰国者の夫	
9	74	女	中国帰国者	
10	74	男	中国帰国者	
11	79	女	中国帰国者	
12	78	女	中国帰国者	
13	72	女	中国帰国者	
14	85	男	中国帰国者の夫	
15	58	男	中国帰国者の息子	
16	81	女	一般	
17	85	女	一般	
18	88	女	一般	
19	77	男	一般	
20	59	男	一般	
21	93	女	一般	
22	85	女	一般	
23	86	女	一般	
24	80	女	一般	
25	86	女	一般	
26	87	女	一般	
27	85	女	一般	
28	81	女	一般	
29	86	女	一般	
30	77	女	一般	
31	88	女	一般	
32	87	女	一般	
33	82	女	一般	

第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について

< 1 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止対策のポイント >

○ 現 状

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経過すると申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、今年の年末（平成24年12月31日）までとなっている。

○ 厚生労働省の取組み

厚生労働省では、平成23年度より、戸籍による一時金支給対象者の追跡調査やポスター・リーフレットの作成、関係自治体の協力のもと支援・相談員を活用した申請指導など、時効失権防止対策を講じている。

平成24年度には、上記に加え、新聞広告により幅広く周知を行う予定である。

○ 依頼事項

各自治体もポスターの掲示、リーフレットの配布や広報誌への掲載等について、管内の市区町村及び関係団体へ周知をお願いしたい（平成23年11月26日付事務連絡にて協力依頼済）。

また、上記以外にも効果的な周知方法があれば、自治体独自に時効失権防止対策を実施していただきたい。

○ 時効により失権の可能性のある者とは？

- 平成20年に通知した一時金対象者名簿のうち、住所不明者
 - 主に昭和30年代から50年代に国の支援を受けず、自費で帰国した者など、現在、国や自治体では把握できない者。
- これらの者が時効失権とならず、申請に結びつくよう今後とも周知願いたい。

○ 留意点

広報活動を進めている中で、既に一時金の申請を行い、老齢基礎年金等を受給している方から「別の制度として一時金が受給できるとの勘違い」や「中国残留邦人等の子から自分も一時金申請が可能か」などの照会が多く寄せられており、各自治体へも同様の照会が寄せられている。日本人としての戸籍状況など複雑なケースについては、当方まで照会するよう指導願いたい。

< 2 時効失権防止対策の取組事例 >

取組み事例

○ 秋田県

- ・ポスターの掲示、リーフレットの配布
- ・ホームページ掲載
- ・関係機関への協力依頼
- ・広報誌への掲載（平成24年度に予定）
※広報誌への掲載は、紙面ではなく、地上デジタル放送のデータ放送を利用した広報を予定。

○ 愛知県

- ・関係機関への協力依頼
- (1) 県主催の平成23年度中国残留邦人等地域生活支援研修会での周知
日 時：平成23年10月18日（火）
対象者：支援・相談員、自立支援通訳、実施機関担当者等
周知内容：全国担当者会議（23. 6. 8開催）資料の該当部分を配付し、説明。
- (2) 関係者へのポスター、リーフレットの配付及び協力依頼
市町村及び県の関係機関に加え、身元引受人、県が委嘱する支援・相談員にも協力依頼。
- ・県ホームページの掲載

○ 兵庫県

- ・県内各市町（指定都市・中核市を除く）等宛にポスター、リーフレットを送付し、併せて、①配布・周知、②広報誌への掲載、③照会・相談に対する対応、を依頼。
- ・管内日本語教室・交流事業の実施時における回覧依頼。
- ・県庁内の一般来庁者の目に付く掲示板等にポスターを掲出。
- ・近畿府県合同の医療通訳研修会（支援・相談員、自立支援通訳等、約40名参加）において、失権防止への協力を呼びかけ。
- ・県広報誌への掲載依頼中。

○ 徳島県

- ・平成23年12月16日、県民サービスセンター（徳島県庁内）にポスターの掲示とリーフレット（日本語版・中国語版両方）の配置を依頼（掲示期間平成24年12月28日まで）。
- ・平成23年12月20日、県内の生活保護担当ケースワーカー研修会の席上で、ポスターとリーフレットを配布し、周知を依頼。
- ・平成23年12月20日、県内の支援・相談員（2名）にリーフレットを送付し、情報収集を依頼。
- ・県ホームページに掲載予定。
- ・県内各市町村の援護担当課及び住民（登録）課にポスターとリーフレットを送付し、周知を依頼する予定。

○ 福岡県

- ・ポスター、リーフレットを各市町村、県の関係機関（県庁玄関掲示板や情報公開窓口等に掲示）、県の関係団体、支援・相談員等に配付。
- ・各市町村長には市報等に広報依頼。
- ・全戸配布広報誌の3月号の掲載と1月26日にラジオ放送を実施
- ・担当課に県の広報媒体への（全戸配布広報紙、新聞定期広告、テレビ、ラジオ、メールマガジン）の掲載を依頼中。

広報誌掲載事例

○ 秋田市（広報あきた平成24年1月20日号 9ページ）

永住帰国した60歳以上の中国残留邦人・樺太残留邦人で、一定の要件を満たすかたに老齢基礎年金を満額支給します。まだ申請が済んでいないかたは、厚生労働省中国孤児等対策室へお問い合わせを。☎03-5253-1111（内線3468）※中国語で対応可。

○ 高松市（広報たかまつ平成24年2月1日号 15ページ）

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の皆さんへ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人などの人々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。平成20年1月1日時点で一定の要件に当てはまる人は、平成24年12月31日が申請の締め切りとなります。まだ申請が済んでない人は、厚生労働省中国孤児等対策室（☎03-5253-1111内線3468）へお問い合わせください。※中国語で対応可。

生活福祉課相談支援係（☎839-2343）

○ 明石市（広報あかし平成24年1月1日号 7ページ）

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の老齢基礎年金

一定の要件にあてはまる60歳以上の中国残留邦人等に、満額の老齢基礎年金を支給申請締め切り／平成24年12月31日 詳細は、厚生労働省中国孤児等対策室（☎03-5253-1111 内線3468）へ問い合わせを（中国語対応可）

その他 各自治体の取組み事例

- ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載、ホームページ掲載、関係機関への協力依頼を実施した自治体（今後の予定または計画を含む）

青森県、茨城県、東京都、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、香川県、愛媛県、熊本県、
尼崎市、大分市

※ 1月末現在で厚生労働省が把握したもの

第6 遺骨帰還等慰霊事業について

(1) 遺骨帰還事業

ア 南方地域等での遺骨帰還事業

平成24年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥ミャンマー、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、戦後60年以上が経過し、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。そのため、現地の事情に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成24年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

◎ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、一部に比人の遺骨が含まれているのではないかと報道を受け、事実関係を含め検証を行い、昨年10月に結果を公表した。

現在、事業を一時中断しており、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

◎ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、菅前内閣総理大臣の指示により、平成22年8月に「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置され、政府一体となって遺骨帰還を実施することとされた。米国での資料調査の結果を踏まえ、渡島手段を含めた自衛隊の協力の下、遺族、ボランティアの参加を得て、

遺骨の収容を実施した結果、近年例にない多数の遺骨を収容した。

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化しており、昨年11月に決定された「硫黄島からの遺骨帰還プラン」に基づき、平成24年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

平成3年度から遺骨帰還事業を開始し、平成23年12月末までに17,589柱の遺骨を送還した。平成24年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③沿海地方、④イルクーツク州、⑤クラスノヤルスク地方、⑥ブリヤート共和国、⑦カザフスタン共和国の7地域を計画している。

◎ 民間団体等を活用した埋葬地調査

平成24年度からは、現在保有している情報のみでは情報が不足しているため、埋葬地調査を実施できなかった埋葬地について、ロシア政府関係機関を活用し、ロシア国内での情報収集を行うことにしている。また、抑留者から聞き取り等で入手した埋葬地情報について、国内の民間団体等の協力を得て、有識者を活用し、国内外で情報収集を行うことにしている。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から、埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

(2) 慰霊巡拝事業

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

ア 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成24年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③中国、④マーシャル・ギルバート諸島、⑤マリアナ諸島、⑥トラック諸島、⑦北ボルネオ、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成24年度も継続して実施することになっている。

イ 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成24年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州の4地域での実施を計画している。

ウ 参加遺族の募集

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集に当たっては、各都道府県から参加遺族の推薦をお願いしたい。なお、参加遺族の募集に当たっては、既に各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。

また、平成24年度からは、都道府県からの要望を踏まえ、弾力的運用として、応募人員が募集人員を下回った場合、自費参加を了承する場合に限り、甥・姪の参加も認めることにした。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくよう協力願いたい。

(3) 慰霊碑に関する事業

ア 慰霊碑の維持管理等事業

旧主要戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行っている。平成24年度は、経年により劣化が見受けられるミャンマーの「ビルマ平和祈念碑」とインドネシアの「第二次世界大戦の碑」について、補修工事を行うことにしている。

また、主に旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立している。平成24年度は、アムール州とザバイカル地方の2か所に建立することになっている。

イ 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年度から平成22年度までに帰還した遺骨のうち、平成24年1月末までに推定ができた関係遺族約8,400人にお知らせを送付し、約1,700人から申請があった。鑑定の結果、832柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。

平成23年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成24年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。なお、遺留品について、平成24年度より厚生労働省のホームページを活用した遺留品調査を行うことにしている。

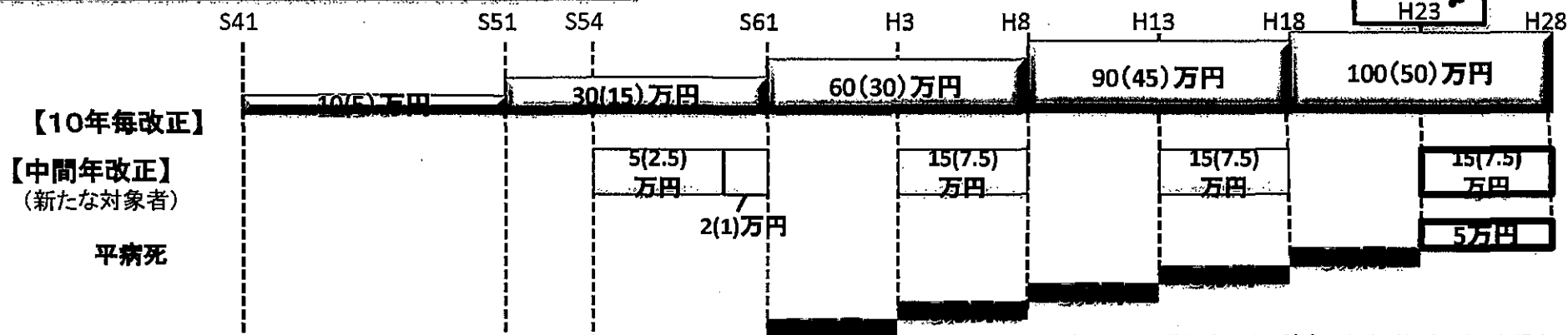
地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について

特給法改正 — 平成23年10月1日より施行 —

今回の改正



(注) 括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額

現 状

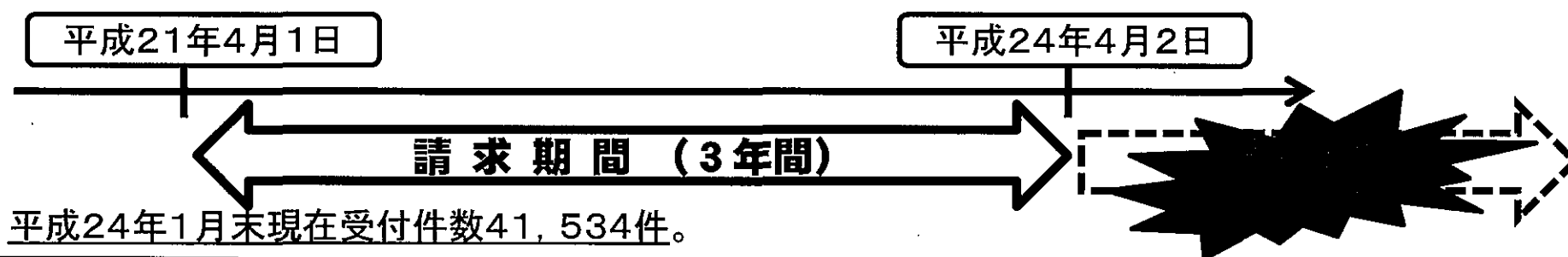
- 平成23年10月に厚生労働省から恩給等受給者リストに掲載された者に個別請求案内を実施。
→新たな取組として、事前に確認できる事項を予め印字した請求書を同封。
→厚生労働省からの個別請求案内の不達者に係る新住所について、該当する都道府県に対し調査依頼中。
- 平成23年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、**請求期間は3年間(平成26年9月30日まで)**。平成24年1月末現在受付件数は4,214件。

- 都道府県でも、厚生労働省からの個別請求案内実施後のフォローアップ—市区町村と連携して、恩給等受給者リストに掲載された者のうち未請求の者に対する、郵送又は電話による個別請求案内の実施—をお願いしたい。
- 都道府県には、対象となる者が高齢であること、国債の第1回目の償還日が今年4月15日に予定されていることから、**早期事務処理をお願いしたい。**

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について

現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。あと約1ヶ月で受給権が時効消滅！！



依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



- 効果的と考えられる時効失権防止対策の取組事例を参考にされたい。
【具体例】手紙や電話連絡だけでなく、直接住居訪問を行った、ポスターを町内会の掲示板等の住民に触れ易い場所に提示など。
- 国で、ポスター等を作成し送付しているので、都道府県でご活用いただくとともに、各都道府県でも、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

効果的と考えられる時効失権防止対策の取組事例

- 都道府県が行った時効失権防止対策のうち、効果的と考えられる取組事例について、次のとおり簡潔にまとめましたので今後の執務の参考にされるよう情報提供します。

項 目	効果的と考えられる取組事例
多様な広報媒体の活用	○<u>広報紙への掲載を定期的</u>に実施 ○<u>都道府県及び市区町村ホームページやローカルラジオを活用</u>した案内の実施 ○制度案内チラシを作成し、<u>町内回覧で回付</u>
公務扶助料等失権者リストの活用	○<u>公務扶助料等失権者リストから既請求者を除外したリストを作成</u>し、手紙、電話又はその両方で制度案内を実施 ○請求意思の表明を容易にするため、未請求者への個別案内送付時に<u>返信はがきを同封</u> ○個別案内の際に、<u>請求書類一式を同封するとともに、記入例や必要な戸籍書類のリストを教示</u> ○<u>対象者の同居親族への個別案内の送付</u>
ポスター、リーフレットの活用	【ポスター】 ○<u>町内会の掲示板や郵便局等の住民の目に触れ易い場所に掲示</u> 【リーフレット】 ○公的機関の窓口や<u>県民の交通量の多い場所に備え置く</u> ○<u>追悼行事の案内状や個別案内に同封</u>
関係団体等との連携	○<u>遺族関係団体の役員会や追悼式などでの案内の実施</u> ○<u>団体役員等による個別の住居訪問の実施</u>
市区町村との連携等	○<u>市区町村からの電話案内による個別指導の実施</u> ○対象者が少数の市区町村では、電話連絡とともに<u>直接住居訪問を実施</u>

第9 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（１）調査の目的

平成24年4月1日時点での援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（２）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月27日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方お願いします。

なお、受給者に対しては、平成24年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約300件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県は、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、各都道府県は、今後とも懇切丁寧な対応に努めるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

業務課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保存・継承するための検討を行っている。

その一環として、平成20年度から各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等にある映像資料の保管状況等の実態調査を行っている。平成24年度も引き続き実態調査を実施するほか、平成19年度に実施した援護関係映像資料の保管状況等調査に係るフォローアップ調査も実施したいと考えているので、各都道府県の協力をお願いしたい。

第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

旧陸軍軍属に関する履歴証明事務のうち、一部を除いては、都道府県の証明であるが、日本年金機構からの依頼は、今年度も1, 500件程度が見込まれる。

都道府県が行う証明については、調査資料室保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に回答をお願いしたい。

なお、例年行われている援護法等施行事務研修会（「旧令共済組合員期間の履歴証明」）を来年度も実施予定であるが、履歴証明が困難なケースについて、具体的な事例を用いての事例研究を行うので、是非、担当者の出席をお願いしたい。

また、厚生年金保険法に関する履歴証明発行依頼について、申請者及び遺族より都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）7.1～7.3頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼願いたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料調査

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、平成20年度末までに抑留中死亡者約5万3千人のうち、約3万2千人を特定している。

平成21年以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに2,506人（平成24年1月末現在）を特定している。

特定できた者については、その遺族に資料の記載内容をお知らせしており、各都道府県は、引き続き、当該者の遺族調査等に協力願いたい。

また、これまで提供を受けた資料では特定できない者がいることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請している。今後、新たな資料を入手し調査の結果、特定できた場合にはこれまでと同様、遺族調査等に協力願いたい。

（参考）旧ソ連抑留中死亡者資料の進捗状況（平成24年1月末現在）

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 35,000人
資料未提供等により未特定の者	約 18,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することになっているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう案内願いたい。

参 考 資 料

第1 平成24年度予算（案）事項別内訳

厚生労働省社会・援護局（援護関係）

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局（援護）計上分	33,149,724	29,025,460	▲ 4,124,264	
（項）厚生労働本省共通費	3,880	3,299	▲ 581	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	3,880	3,299	▲ 581	
（項）遺族及留守家族等援護費	28,754,086	24,836,038	▲ 3,918,048	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	28,754,086	24,836,038	▲ 3,918,048	
援護審査会経費	1,487	1,415	▲ 72	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	27,187,899	23,471,962	▲ 3,715,937	援護年金の支給 27,060百万円 → 23,370百万円
戦傷病者特別援護経費	662,322	537,800	▲ 124,522	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 （しよけい館の運営費） 164百万円 → 166百万円
				2 医療費の支給 394百万円 → 278百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	25,293	23,859	▲ 1,434	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	531	444	▲ 87	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	435,003	349,518	▲ 85,485	
昭和館等に係る経費	441,551	451,040	9,489	昭和館運営費 429百万円 → 438百万円
（項）戦没者慰霊事業費	2,233,658	2,033,789	▲ 199,869	
戦没者遺骨処理等諸費	1,766,271	1,566,816	▲ 199,455	
				1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥ミャンマー ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ハバロフスク ⑪ザバイカル ⑫沿海 ⑬イルクーツク ⑭クラスノヤルスク ⑮ブリヤート共和国 ⑯カザフスタン共和国)
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マーシャル・ギルバート ④マリアナ諸島 ⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪ザバイカル ⑫イルクーツク)
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	467,387	466,973	▲ 414	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円
				2 千島ヶ嶺戦没者墓苑結骨経費 47百万円 → 45百万円

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,848,245	1,727,981	▲ 120,264	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,848,245	1,727,981	▲ 120,264	
中国残留邦人等に対する生活支援	809,605	781,221	▲ 28,384	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 301百万円 → 301百万円 ・「支援・相談員」の配置 446百万円 → 422百万円
定着自立支援	462,481	429,156	▲ 33,325	
帰国受入支援	534,061	481,225	▲ 52,836	・永住帰国見込世帯人員 22世帯82人 → 20世帯 63人 ・一時帰国見込世帯人員 127世帯222人 → 118世帯 207人
身元調査等	42,098	36,379	▲ 5,719	・訪中調査対象孤児数 24人 → 18人 ・訪日調査対象者数 4人 → 3人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	0	0	0	
(項) 恩給進達等実施費	309,855	424,353	114,498	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	309,855	424,353	114,498	
資料整備諸費	255,860	375,553	119,693	
支援関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	1,152	923	▲ 229	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,377	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	49,466	44,500	▲ 4,966	

社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	
(項) 生活保護費	9,190,044	9,196,450	6,406	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,190,044	9,196,450	6,406	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	200億の内数	237億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	200億の内数	237億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	42,339,768	38,221,910	▲ 4,117,858	
社会・援護局(援護)計上分	33,149,724	29,025,460	▲ 4,124,264	
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	

(参考) 平成24年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,134,775	1,034,596	▲ 100,179	
(項) 遺族及留守家族等援護費	460,842	423,183	▲ 37,659	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	455,978	418,319	▲ 37,659	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,749	68,653	▲ 96	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	32,317	31,856	▲ 461	1 留守家族等援護 122千円 2 未帰還者特別措置 133千円 3 戦傷病者特別援護 31,601千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	354,912	317,810	▲ 37,102	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	17,790	21,991	4,201	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	3,187	3,017	▲ 170	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	3,187	3,017	▲ 170	
(目) 遺骨帰還等委託費	14,603	18,974	4,371	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	620,776	554,055	▲ 66,721	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	620,776	554,055	▲ 66,721	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	620,337	553,616	▲ 66,721	「支援・相談員」の配置 421,887千円
(項) 恩給進達等実施費	35,367	35,367	0	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	35,367	35,367	0	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,462	0	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,905	29,905	0	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	
(項) 生活保護費	9,190,044	9,196,450	6,406	
(目) 生活保護費等負担金	9,190,044	9,196,450	6,406	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	9,190,044	9,196,450	6,406	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	200億の内数	237億の内数		
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	200億の内数	237億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,324,819	10,231,046	▲ 93,773	
社会・援護局(援護)計上分	1,134,775	1,034,596	▲ 100,179	
社会・援護局(社会)計上分	9,190,044	9,196,450	6,406	

第2 平成24年度 援護関係主要行事予定表（案）

主 要 行 事	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月
[式 典]												
千島ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(28日)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰									○(上旬)			
[慰霊事業]												
遺 骨 帰 還		← →										
慰 霊 巡 拝		← →										
遺 骨 伝 達	←	→										
[中国孤児等対策]												
全国担当者会議		○										
孤児情報公開（肉親情報収集）						← 未定 →						
訪日対面調査							← 未定 →					
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	← 調整中 →											
J Rシステム操作研修会						← 調整中 →						
援護関係施行事務研修会			○									
社会・援護局関係主管課長会議												○(上旬)

第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図・書 室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広 場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成23年3月～5月	ポスターに見る戦中・戦後
平成23年7月～8月	戦後復興までの道のりー配給制度と人々の暮らしー
平成23年11月～平成24年1月	写真にみる50年前の日本ーよみがえる昭和の情景ー
平成24年3月～5月(予定)	昭和の紙芝居～戦中・戦後の娯楽と教育～(仮題)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成23年10月8日～16日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(愛媛県)
平成23年10月22日～10月30日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山口県)
平成24年 9月22日～30日(予定) 11月10日～18日(予定)	富山県 京都府

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

第4 しょうけい館について

●設置目的

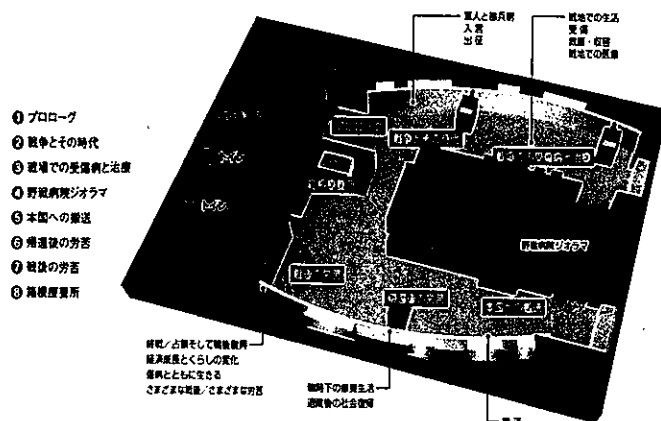
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成23年3月～5月	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀一戦傷病者とその家族が語る人生の歩みー
平成23年7月～9月	戦害～失明傷病軍人がたどった戦中・戦後～
平成24年3月～5月(予定)	がむしやりに生きてー海洋船舶国家上田毅八郎のあゆみー(仮題)

企画上映会	
平成23年5月～6月・10月～12月	「戦傷病者の家族が語る労苦」(5月)
	「激戦地での負傷」(6月)
	「インパール・サイパン・シベリア抑留での傷病体験を語る」(10月・11月)
	「戦争で片腕を失って」(12月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp

第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項 目		援 護 の 内 容	摘 要
1	戦傷病者手帳の 交付（第4条）	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	交付人員 25,227人 (平成23年4月1日現在)
2	療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付（支給）	療養患者数 621人 (平成23年4月1日現在)
3	療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者に 支給 (月額29,400円)	受給者 1人 (平成23年4月1日現在)
4	葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (201,000円)	支給件数 8人 (平成22年度)
5	更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成22年度)
6	補装具の支給及 び修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給（修理）	支給修理件数 265件 (平成22年度)
7	国立保養所への 収容 (第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への 収容	入所者数 0人 (平成23年4月1日現在)
8	旅客会社等の 乗車船について の無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社等の乗車船について無賃扱い にする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 12,116人 (平成22年度)
9	戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員数 719人 (平成23年10月1日現在)

第6 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針（概要）

1 戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る強制抑留の実態調査

その他の措置（以下「実態調査等」という。）に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（1）強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

（2）抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還その他の必要な措置

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

（3）（1）又は（2）に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。
- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成 23 年 8 月 5 日
閣 議 決 定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号。以下「特別措置法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、特別措置法第 2 条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 実態調査等に関する基本的方向

（１）これまでの経緯

- ・ 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和 21 年から昭和 33 年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約 5 万 5 千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和 21 年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 7 号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和 31 年 12 月 12 日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

（２）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（１）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置

ア これまでの取組

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

(1) これまでの取組

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

(2) 措置の実施に関する基本的な事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

第 7 中国残留邦人等の数

(平成 24 年 2 月 1 日現在)

1 中国残留邦人の状況

(1) 孤児の肉親調査

孤児総数 2, 817 人
うち身元判明者 1, 284 人

(2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6, 669 人 (家族を含めた総数 20, 833 人)
うち孤 児 2, 551 人 (" 9, 364 人)
うち婦人等 4, 118 人 (" 11, 469 人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が 4 世帯いるので、帰国世帯数は、孤児 2, 547 世帯、
婦人等 4, 118 世帯、計 6, 665 世帯である。

(3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 5, 841 人 (家族を含めた総数 9, 765 人)
うち孤 児 1, 309 人 (" 2, 567 人)
うち婦人等 4, 532 人 (" 7, 198 人)

2 樺太等残留邦人の状況

(1) 永住帰国の状況

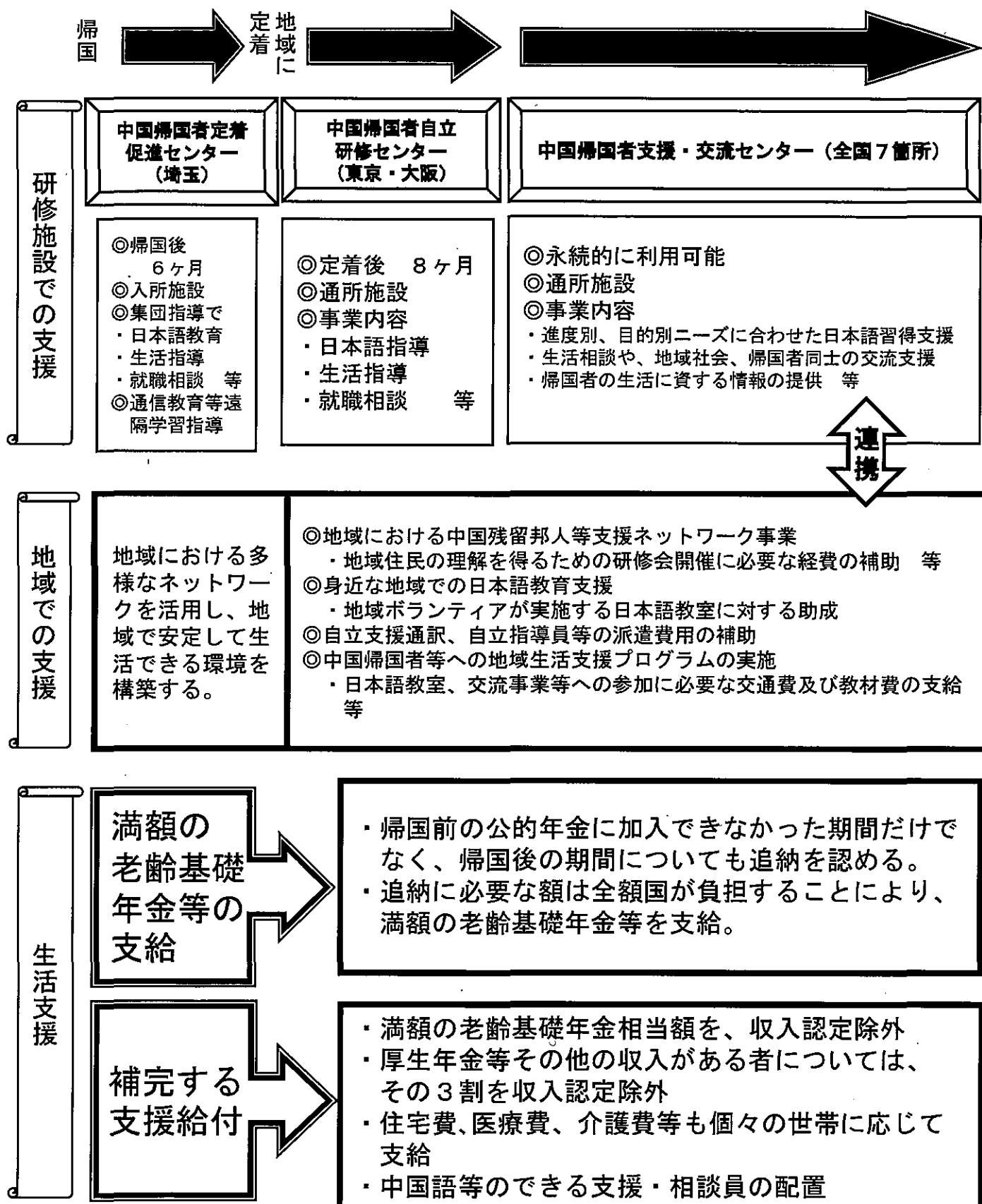
永住帰国者の総数 100 人 (家族を含めた総数 252 人)
うち樺太 80 人 (" 203 人)
うち旧ソ連本土 20 人 (" 49 人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が 5 人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は
95 世帯である。

(2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2, 000 人 (家族を含めた総数 2, 798 人)
うち樺太 1, 771 人 (" 2, 413 人)
うち旧ソ連本土 229 人 (" 385 人)

第8 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



第9 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成22年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63. 7. 1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭63. 6. 1

○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区檀木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16. 6. 1

第10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(平成24年2月1日現在)

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪 日 人 員	う ち 判 明	判 明 率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

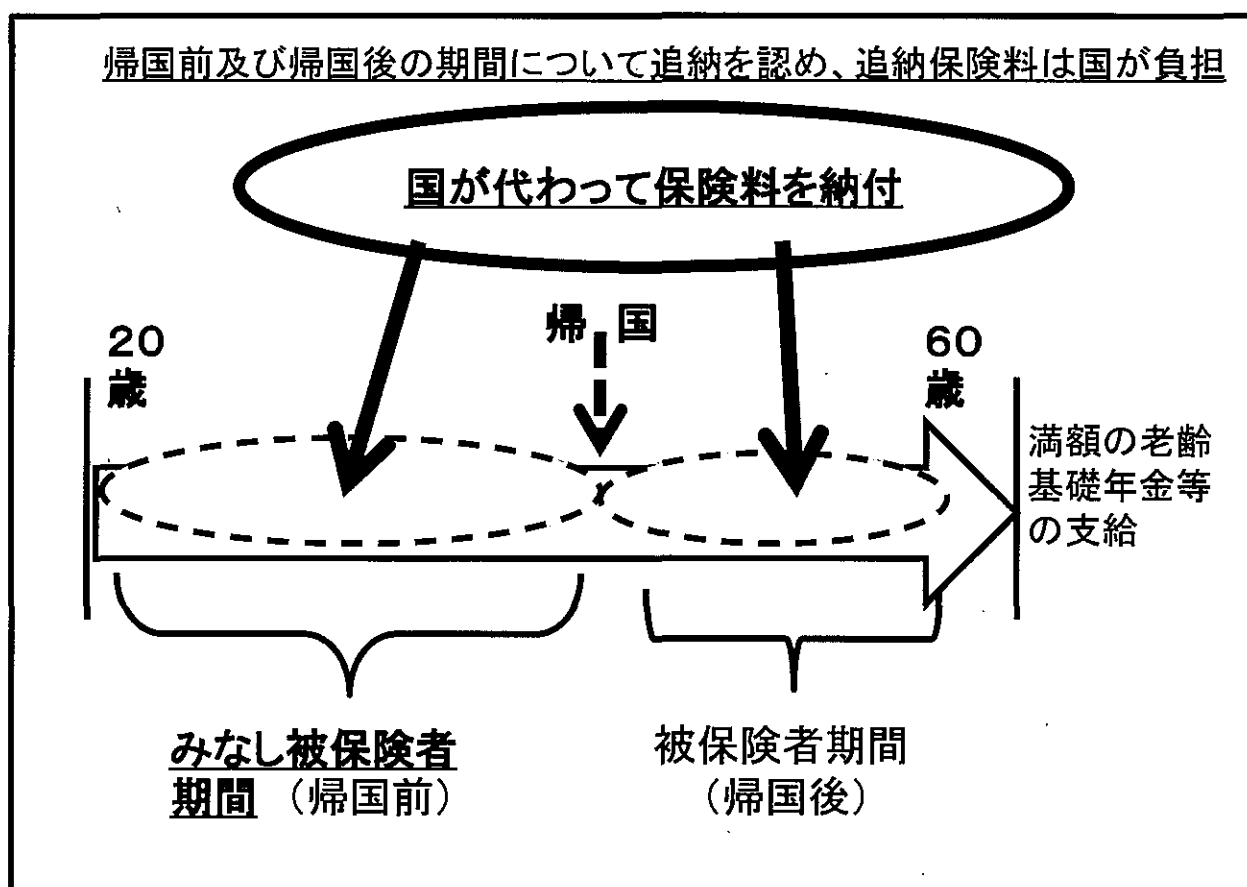
2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	う ち 判 明	判 明 率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
計	89	12	13.5

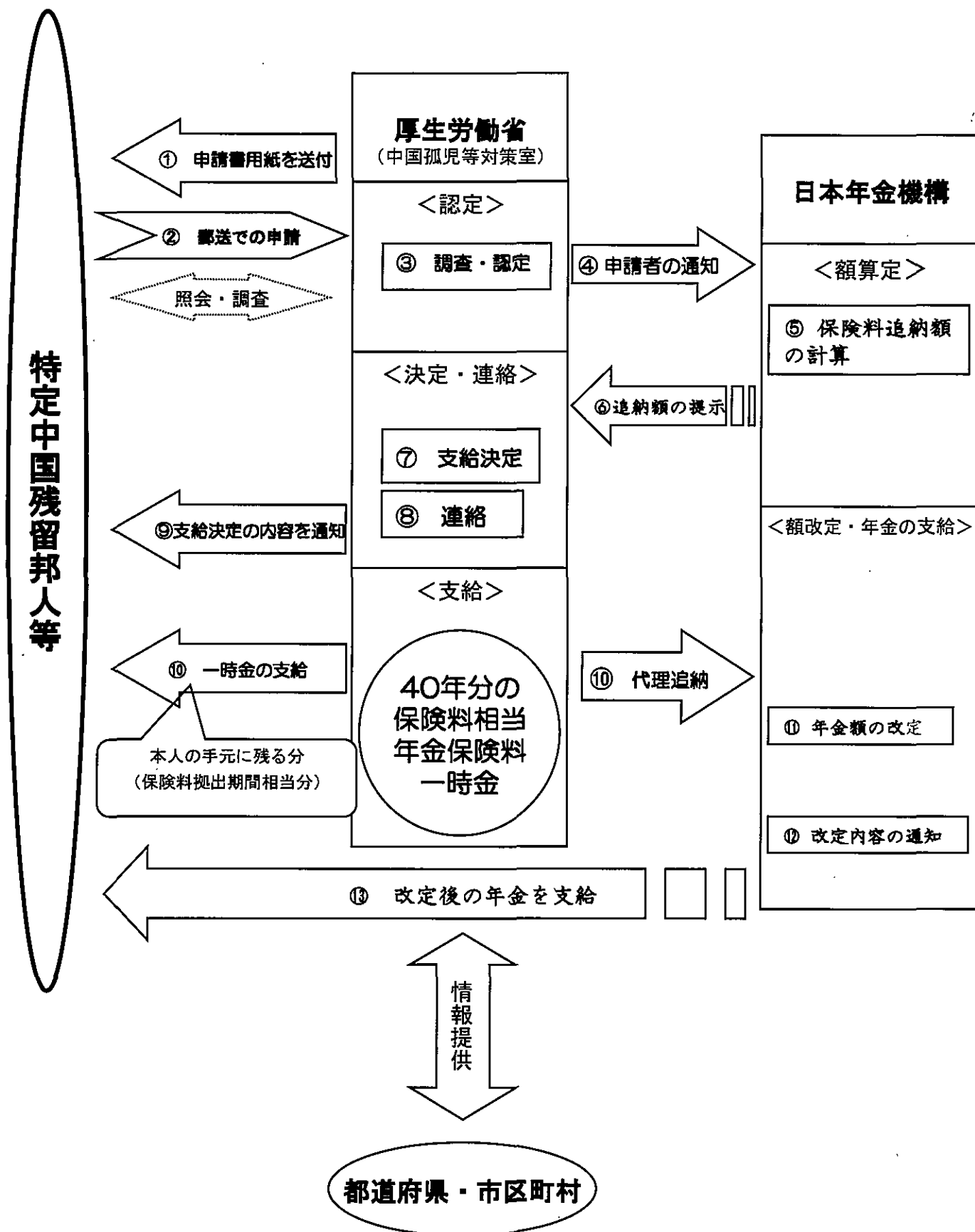
注：平成22年は、情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない。

第11 特定中国残留邦人等に対する一時金の支給について

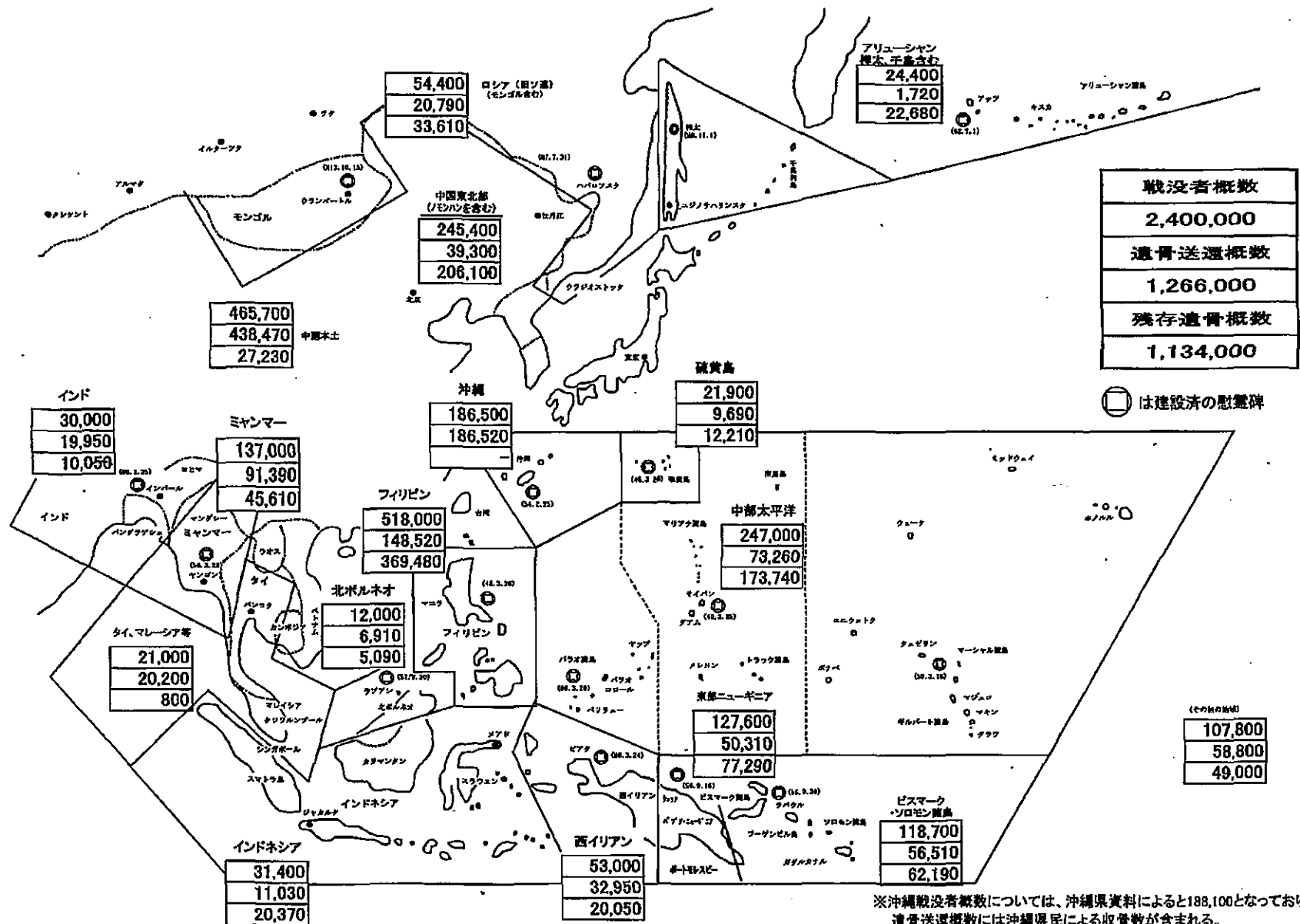
- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者（特定中国残留邦人等）は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間及び帰国後の期間について、保険料を追納できる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給可能とするため、帰国前及び帰国後の被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給する。その中から既に保険料を本人が納付している額を控除し、本人に代わって日本年金機構に追納する。なお、当該控除額については、本人に直接支給する。



第12 一時金申請から年金額改定までの流れ（フローチャート）



第13 地域別戦没者概見図(平成24年1月末現在)



第14 平成23年度戦没者遺骨帰還等実施状況

平成24年1月末現在

1. 遺骨帰還、応急、受領、調査、協議

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			遺骨送 還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
アムール(調査)	23.5.16～5.30	2	0	2	0	
沿海(調査)	23.5.19～5.26	2	0	2	0	
ハバロフスク(調査)	23.5.23～6.3	2	0	2	0	
ザバイカル(調査)	23.6.17～6.27	2	0	2	0	
モスクワ(協議)	23.7.2～7.6	2	0	2	0	政務官
イルクーツク(帰還)	23.7.11～7.26	2	4	6	16	
沿海(帰還)	23.7.17～8.5	3	5	8	86	
ハバロフスク(帰還)	23.7.18～8.2	2	4	6	19	
アムール(帰還)	23.7.18～8.2	2	3	5	35	
ザバイカル(応急)	23.7.18～8.1	3	0	3	12	
カザフスタン(協議)	23.7.31～8.4	3	0	3	0	
ハバロフスク(応急)	23.8.22～9.9	2	0	2	42	
沿海(応急)	23.8.28～9.15	2	0	2	86	
ケメロボ(調査)	23.10.11～10.22	2	0	2	0	
小 計		31	16	47	296	
【南方地域等】						
フィリピン(調査)	23.4.24～4.28	2	0	2	0	
硫黄島(調査)	23.5.11～5.19	2	0	2	0	
東部ニューギニア(調査)	23.5.25～6.1	2	0	2	0	
ノモンハン(調査)	23.6.6～6.18	2	0	2	0	
パラオ諸島(応急)	23.6.20～6.30	2	0	2	0	
沖縄(協議)	23.6.28～7.1	2	0	2	0	
サイパン(調査)	23.6.26～7.5	2	0	2	0	
インドネシア(協議)	23.8.21～8.24	2	0	2	0	
ノモンハン(帰還)	23.8.22～9.6	2	6	8	129	
ビスマーク・ソロモン諸島(応急)	23.8.24～9.6	3	0	3	38	
サイパン(応急)	23.8.28～9.12	3	4	7	575	
フィリピン(調査)	23.9.13～9.17	2	0	2	0	
マーシャル諸島(応急)	23.9.17～9.30	3	1	4	7	
硫黄島(検収)	23.10.4～10.5	3	0	3	0	
インドネシア(協議)	23.10.23～10.28	2	0	2	0	
ミャンマー(応急)	23.10.23～11.4	2	0	2	7	
フィリピン(調査)	23.11.6～11.10	2	0	2	0	
硫黄島(調査)	23.11.8～11.9	6	0	6	0	補佐官
沖縄(調査)	23.11.28～11.29	2	0	2	0	
硫黄島(同行)	23.11.29～12.2	2	0	2	0	補佐官
硫黄島(第1回帰還)	23.11.24～12.7	10	51	61	155	
インドネシア(協議)	23.12.12～12.15	2	0	2	0	
パラオ諸島(応急)	23.12.12～12.20	2	0	2	6	
硫黄島(開削準備)	23.12.6～12.21	1	0	1	0	
硫黄島(第1回開削)	24.1.10～1.25	2	0	2	0	
インド(応急)	24.1.15～1.26	2	0	2	9	
インドネシア(協議)	24.1.16～1.21	2	0	2	0	
東部ニューギニア(帰還)	24.1.25～2.9	2	7	9		
小 計		71	69	140	926	
合 計		102	85	187	1,222	

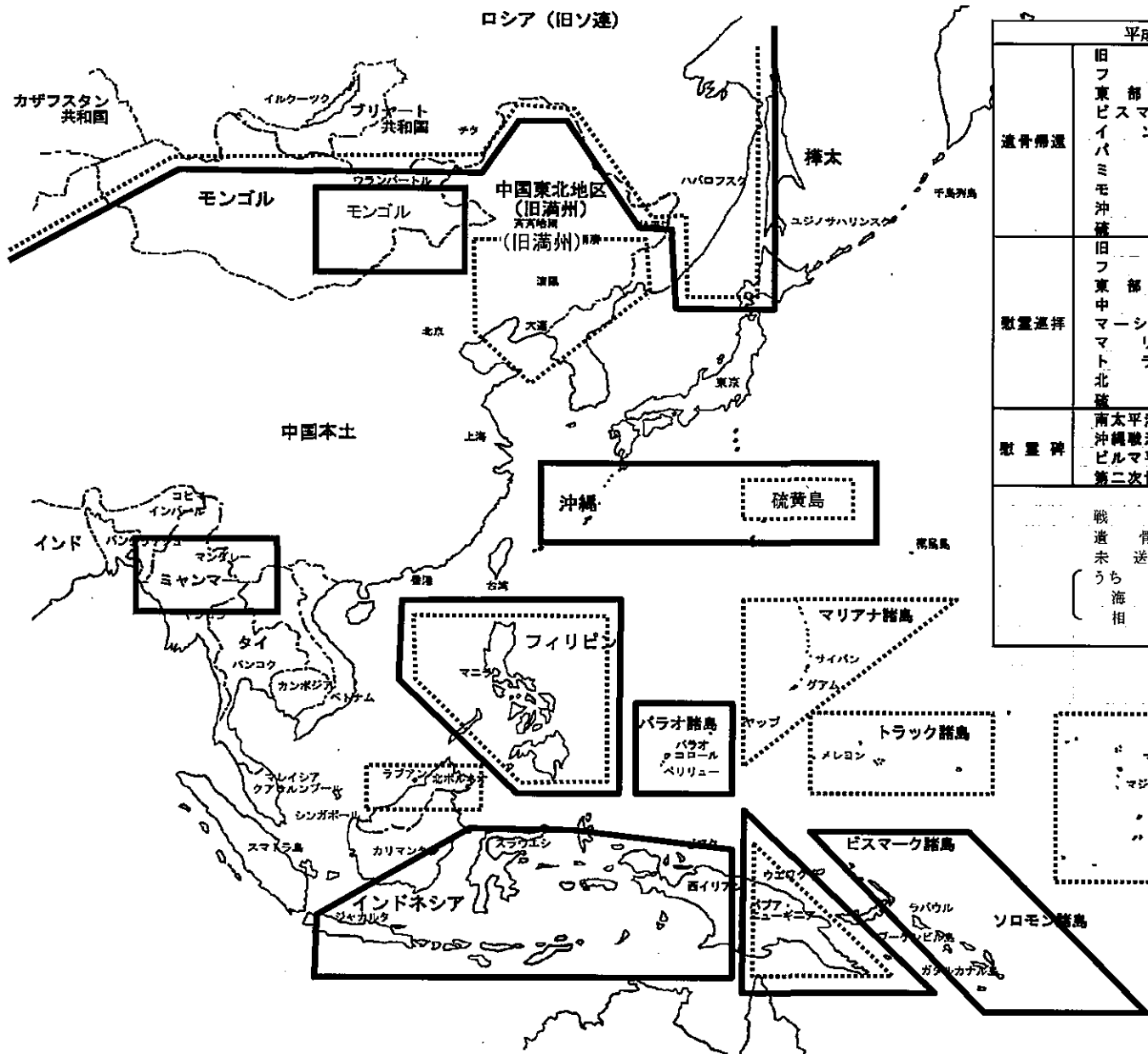
平成24年1月末現在

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【ソ連抑留中死亡者等】						
ウクライナ	H23. 8. 29 ~ 9. 5	2	3	5	0	
ハバロフスク	H23. 9. 9 ~ 9. 16	2	13	15	2	
アムール	H23. 9. 9 ~ 9. 16	3	7	10	1	
沿海	H23. 9. 29 ~ 10. 6	2	13	15	0	
小 計		9	36	45	3	
【南方地域等】						
モンゴル	H23. 9. 7 ~ 9. 12	4	17	21	0	
中国東北地区	H23. 9. 5 ~ 9. 15	1	11	12	2	
パラオ	H23. 9. 29 ~ 10. 6	2	14	16	1	介助者2名
インドネシア	H23. 10. 13 ~ 10. 21	2	12	14	1	
ビスマーク・ソロモン諸島	H23. 10. 29 ~ 11. 5	2	15	17	0	
東部ニューギニア	H23. 11. 12 ~ 11. 19	3	14	17	2	
フィリピン	H24. 2. 15 ~ 2. 24				0	介助者1名
硫黄島①	H23. 12. 13 ~ 12. 14	13	67	80	15	
硫黄島②	~		0	0		
硫黄島③	~		0	0		
小 計		27	150	177	21	
合 計		36	186	222	24	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない、子・兄弟姉妹の配偶者及び孫の数



平成24年度遺骨帰還・慰霊巡拝予定地域概見図	
遺骨帰還	旧ソ連 東部ニューギニア島 ビスマルク・ソロモン群島 イバミ沖 パミヤン が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 東部ニューギニア島 マール・ギルバート諸島 マリヤナ諸島 ラッポル が実施予定地
慰霊碑	南太平洋戦没者の碑＜バブアニューギニア＞（補修調査） 沖縄戦没者墓苑＜沖縄＞（補修調査） ビルマ平和記念碑＜ミャンマー＞（補修工事） 第二次世界大戦の碑＜インドネシア＞（補修工事）
戦没者数 約240万人 遺骨送還概数 約127万柱 未送還遺骨概数 約113万柱 うち 海没遺骨 約30万柱 相手国の事情 約23万柱	

第16 都道府県別DNA鑑定結果

平成24年1月末日現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	89	42	40	7	
2	青森県	40	24	13	3	
3	岩手県	53	22	27	4	
4	宮城県	21	11	8	2	
5	秋田県	23	7	13	3	
6	山形県	38	13	23	2	
7	福島県	32	14	14	4	
8	茨城県	32	14	17	1	
9	栃木県	20	13	6	1	
10	群馬県	21	13	7	1	
11	埼玉県	80	40	37	3	
12	千葉県	79	37	39	3	
13	東京都	119	51	59	9	
14	神奈川県	76	27	49	0	
15	新潟県	36	12	20	4	
16	富山県	19	10	6	3	
17	石川県	13	8	4	1	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	10	4	0	
20	長野県	40	19	17	4	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	49	31	15	3	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	63	38	20	5	
28	兵庫県	53	29	21	3	
29	奈良県	17	13	2	2	
30	和歌山県	19	15	4	0	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	27	15	8	4	
33	岡山県	34	17	16	1	
34	広島県	104	51	39	14	
35	山口県	36	27	8	1	
36	徳島県	10	4	4	2	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	23	12	9	2	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	36	21	0	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	22	15	7	0	
44	大分県	19	5	13	1	
45	宮崎県	22	16	5	1	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	13	3	9	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,653	832	712	109	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない
申請数は平成11～22年収容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

第17 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成24年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
1	北海道	6	4	4	2	3	19
2	青 森	1	2	1		2	6
3	岩 手	6	3	1		1	11
4	宮 城	1	1	3			5
5	秋 田	1	2	1	1		5
6	山 形	3	2	1		1	7
7	福 島	1	1	1			3
8	茨 城	4	2	1		1	8
9	栃 木		1	2	2		5
10	群 馬	4	4				8
11	埼 玉	4	8	4	3		19
12	千 葉	11	4	3	1	1	20
13	東 京	15	11	5	2		33
14	神奈川	5	6	2	1	2	16
15	新 潟		3	5			8
16	富 山	2	1	3	2		8
17	石 川	1	2	1	1	1	6
18	福 井		3				3
19	山 梨	2	1	1	1		5
20	長 野	3	10	1			14
21	岐 阜	3	2	2			7
22	静 岡	5	10	2	3		20
23	愛 知	8	1	5	4		18
24	三 重	4	2				6
25	滋 賀	1	1				2
26	京 都		2	2	1		5
27	大 阪	7	8	4	4		23
28	兵 庫	4	3	2	1	3	13
29	奈 良	2		2			4
30	和歌山	3	1	1	2		7
31	鳥 取	1					1
32	島 根	4	1	1	2	1	9
33	岡 山		5	1	1		7
34	広 島	17	14	4	4	1	40
35	山 口	2	7			4	13
36	徳 島	1			1		2
37	香 川			1			1
38	愛 媛		3	3	1		7
39	高 知	1	3				4
40	福 岡	8	4	2	4		18
41	佐 賀	1	1				2
42	長 崎	2	1	2			5
43	熊 本	1	7			3	11
44	大 分		2	2			4
45	宮 崎	5	2	4	1	1	13
46	鹿児島	4	7	1	1	1	14
47	沖 縄		1	1	1		3
99	日本国外				1		1
計		154	159	82	48	26	469

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第18 平成24年度の援護年金額

I 障害年金の額（平成23年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円	現行どおり	1,571,100円	現行どおり
第1款症	1,853,000円		1,428,200円	
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成24年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成24年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

II 障害一時金の額（平成23年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成23年度と同額）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金			56,400円	
平病死遺族年金・給与金	1,573,500円			
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円 456,400円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円 335,000円		-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成24年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第19 第九回特別弔慰金失権者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	737	75%
青森	462	73	1	536	414	77%
岩手	658	86	2	746	547	73%
宮城	750	138		888	620	70%
秋田	476	79	3	558	484	87%
山形	491	73		564	437	77%
福島	752	89		841	668	79%
茨城	992	139		1,131	886	78%
栃木	581	57		638	444	70%
群馬	513	68	1	582	458	79%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,309	74%
千葉	1751	225	5	1,981	1,520	77%
東京	2283	353	2	2,638	1,899	72%
神奈川	1828	283		2,111	1,625	77%
新潟	1059	156		1,215	951	78%
富山	584	66		650	506	78%
石川	515	101	1	617	506	82%
福井	519	61	1	581	456	78%
山梨	344	26		370	279	75%
長野	798	94		892	665	75%
岐阜	870	105	2	977	801	82%
静岡	1393	251	2	1,646	1,316	80%
愛知	2209	321	30	2,560	1,983	77%
三重	1045	135	4	1,184	955	81%
滋賀	604	65	1	670	513	77%
京都	1073	153	4	1,230	932	76%
大阪	2494	429	12	2,935	2,282	78%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,664	77%
奈良	657	60	2	719	550	76%
和歌山	711	113	1	825	677	82%
鳥取	392	44		436	348	80%
島根	647	85	1	733	578	79%
岡山	983	182	2	1,167	913	78%
広島	1487	552	24	2,063	1,565	76%
山口	877	173	13	1,063	789	74%
徳島	586	74		660	508	77%
香川	699	87	1	787	610	78%
愛媛	821	143	3	967	747	77%
高知	696	99	1	796	585	73%
福岡	1940	270	7	2,217	1,648	74%
佐賀	507	64		571	399	70%
長崎	660	229	1	890	654	73%
熊本	1145	143	4	1,292	989	77%
大分	659	105	3	767	578	75%
宮崎	782	122	1	905	669	74%
鹿児島	1153	216		1,369	1,012	74%
沖縄	1127	1,353	1	2,481	1,858	75%
総計	45,850	8,378	141	54,369	41,534	76%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の467件は対象外として除いた。

第20-1 第十三回特別給付金(か号)対象者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	146	6	0	152	103	68%
青森	57	6	1	64	41	64%
岩手	92	5	0	97	62	64%
宮城	118	12	0	130	66	51%
秋田	64	2	0	66	62	94%
山形	99	0	0	99	64	65%
福島	158	4	0	162	116	72%
茨城	166	3	0	169	137	81%
栃木	83	4	0	87	68	78%
群馬	85	2	0	87	66	76%
埼玉	135	5	0	140	91	65%
千葉	136	3	0	139	89	64%
東京	254	7	0	261	170	65%
神奈川	175	11	0	186	112	60%
新潟	178	11	0	189	129	68%
富山	66	1	0	67	39	58%
石川	68	2	0	70	53	76%
福井	64	0	0	64	45	70%
山梨	36	1	0	37	14	38%
長野	164	6	0	170	140	82%
岐阜	157	4	0	161	109	68%
静岡	169	5	1	175	116	66%
愛知	244	12	1	257	180	70%
三重	109	6	0	115	100	87%
滋賀	60	1	0	61	40	66%
京都	122	3	0	125	78	62%
大阪	194	9	0	203	141	69%
兵庫	197	10	0	207	130	63%
奈良	60	5	1	66	41	62%
和歌山	102	1	0	103	78	76%
鳥取	51	1	0	52	39	75%
島根	88	4	0	92	62	67%
岡山	168	5	0	173	123	71%
広島	174	7	0	181	113	62%
山口	110	6	0	116	81	70%
徳島	86	1	0	87	62	71%
香川	100	4	0	104	69	66%
愛媛	97	4	0	101	75	74%
高知	113	1	0	114	87	76%
福岡	222	9	0	231	143	62%
佐賀	77	2	0	79	48	61%
長崎	129	7	0	136	89	65%
熊本	173	5	0	178	131	74%
大分	82	3	0	85	56	66%
宮崎	98	7	0	105	73	70%
鹿児島	238	13	2	253	174	69%
沖縄	68	14	0	82	54	66%
海外	2	0	0	2		0%
総計	5,834	240	6	6,080	4,159	68%

第20-2 第二十五回特別給付金対象者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	2	0	0	2	2	100%
青森	1	0	0	1	1	100%
岩手	1	0	0	1	0	0%
宮城	2	0	0	2	1	50%
秋田	0	0	0	0	0	-
山形	0	0	0	0	0	-
福島	1	1	0	2	2	100%
茨城	1	1	0	2	2	100%
栃木	0	0	0	0	0	-
群馬	1	0	0	1	1	100%
埼玉	1	0	0	1	0	0%
千葉	2	1	0	3	2	67%
東京	1	2	0	3	3	100%
神奈川	3	1	0	4	3	75%
新潟	0	0	0	0	0	-
富山	0	0	0	0	0	-
石川	0	0	0	0	0	-
福井	0	0	0	0	0	-
山梨	1	0	0	1	1	100%
長野	1	0	0	1	0	0%
岐阜	1	0	0	1	1	100%
静岡	4	2	0	6	6	100%
愛知	3	0	0	3	1	33%
三重	1	0	0	1	1	100%
滋賀	0	0	0	0	0	-
京都	0	1	0	1	0	0%
大阪	2	2	0	4	2	50%
兵庫	1	0	0	1	1	100%
奈良	0	0	0	0	0	-
和歌山	0	0	0	0	0	-
鳥取	0	0	0	0	0	-
島根	0	0	0	0	0	-
岡山	0	0	0	0	0	-
広島	1	3	0	4	3	75%
山口	0	0	0	0	0	-
徳島	1	0	0	1	0	0%
香川	4	0	0	4	4	100%
愛媛	2	0	0	2	2	100%
高知	0	0	0	0	0	-
福岡	5	0	0	5	5	100%
佐賀	1	0	0	1	1	100%
長崎	3	0	0	3	3	100%
熊本	2	0	0	2	1	50%
大分	1	1	0	2	2	100%
宮崎	3	0	0	3	2	67%
鹿児島	0	0	0	0	0	-
沖縄	2	0	0	2	2	100%
海外	0	0	0	0	-	-
総計	55	15	0	70	55	79%

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成23年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合 計
北海道	27	142	41	210
青 森	5	101	18	124
岩 手	18	134	21	173
宮 城	21	180	32	233
秋 田	3	72	7	82
山 形	9	78	17	104
福 島	19	109	30	158
茨 城	16	109	39	164
栃 木	9	81	15	105
群 馬	7	86	13	106
埼 玉	29	164	51	244
千 葉	20	215	49	284
東 京	77	330	93	500
神奈川	34	259	66	359
新 潟	17	189	31	237
富 山	10	67	8	85
石 川	14	141	24	179
福 井	11	95	13	119
山 梨	7	36	18	61
長 野	23	145	28	196
岐 阜	14	158	36	208
静 岡	41	256	54	351
愛 知	59	316	146	521
三 重	26	198	38	262
滋 賀	8	94	18	120
京 都	21	160	45	226
大 阪	46	373	73	492
兵 庫	37	330	67	434
奈 良	8	99	27	134
和歌山	19	116	25	160
鳥 取	6	85	12	103
島 根	14	121	24	159
岡 山	44	231	54	329
広 島	196	372	227	795
山 口	47	209	66	322
徳 島	11	115	19	145
香 川	16	135	21	172
愛 媛	24	169	36	229
高 知	23	200	18	241
福 岡	42	323	82	447
佐 賀	10	95	29	134
長 崎	60	192	133	385
熊 本	37	181	52	270
大 分	19	136	29	184
宮 崎	16	173	56	245
鹿 児 島	57	366	77	500
沖 縄	478	427	1,341	2,246
外国居住	13	9	17	39
合 計	1,768	8,372	3,436	13,576

第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成24年1月末現在

区分	平成21年度 迄累計	平成22年度	平成23年度 (平24.1末)	計
1. 加算改定	816,242	8	4	816,254
2. 一時恩給	696,368	229	147	696,744
3. 普通恩給	1,126,345	44	37	1,126,426
4. その他	3,157,454	134	65	3,157,653
計	5,796,409	415	253	5,797,077

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成24年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	21年度	22年度	23年度 (H24.1末)	21年度	22年度	23年度 (H24.1末)
1 北海道	19	12	10	13	7	7
2 青森	4	4	1		4	4
3 岩手	4	4	5	1	1	
4 宮城	7	9		3	6	
5 秋田	5	5	5	2	2	2
6 山形	6	4		3	1	
7 福島	12	2	2	7	2	
8 茨城	7	3		2	3	3
9 栃木		4	1	2	1	1
10 群馬	6	4	1	1	2	2
11 埼玉	7	8	1	5	1	1
12 千葉	17	6	2	4	3	3
13 東京	46	31	18	15	8	
14 神奈川	3	10	2	1	1	1
15 新潟	14	29	37	5	2	2
16 富山	5				1	
17 石川	6	2	1	1		1
18 福井	6	2	1	2		2
19 山梨	7	10	19	5		3
20 長野	5	3	3	7	6	1
21 岐阜	2			7	5	2
22 静岡	10	9	7	3	6	1
23 愛知	13	5	5	7	9	
24 三重	3	1	3	1	2	
25 滋賀	1	3	1	2	1	
26 京都	3	5		3	2	1
27 大阪	19	14	3	7	6	7
28 兵庫	24	21	8	8	10	7
29 奈良	2	2	2			
30 和歌山	2	4	3	4	3	3
31 鳥取		2	1			
32 島根	1					
33 岡山	2	2	2	2	1	3
34 広島	6	5	2	2	2	3
35 山口	6	3	1	3		1
36 徳島	3					
37 香川	3	3	4	5	3	
38 愛媛	5	5	3	2	3	2
39 高知	9	3	3	2	2	1
40 福岡	12	6	1	10	2	2
41 佐賀	2	2	1			1
42 長崎	1	3	2	4	1	2
43 熊本	10	6		3	1	1
44 大分	5	3	1	2	1	
45 宮崎	2			3		
46 鹿児島	18	8	4		3	2
47 沖縄	2		2			
合 計	352	267	168	159	114	72
備 考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館で特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成24年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一般邦人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	1		* 6	7
	樺太			* 38	38
中 国		11		* 237	248
北 朝 鮮				41	41
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	マリア諸島			1	1
	韓国			5	5
合 計		13	0	328	341

（注）＊印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成24年1月末現在）

（単位：人）

資料年次 地 域	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成15年の間に 最終生存資料の ある者	平成16年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
旧ソ連	9	36	0	45
中 国	194	51	3	248
北 朝 鮮	4	34	3	41
そ の 他 (南方等)	7	0	0	7
合 計	214	121	6	341

第25 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数

平成24年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	98
青森県	39
岩手県	55
宮城県	36
秋田県	40
山形県	63
福島県	68
茨城県	61
栃木県	41
群馬県	44
埼玉県	51
千葉県	84
東京都	165
神奈川県	65
新潟県	77
富山県	38
石川県	26
福井県	18
山梨県	22
長野県	69
岐阜県	43
静岡県	73
愛知県	89
三重県	38
滋賀県	22
京都府	30
大阪府	90
兵庫県	66
奈良県	26
和歌山県	42
鳥取県	18
島根県	31
岡山県	46
広島県	98
山口県	83
徳島県	42
香川県	43
愛媛県	60
高知県	32
福岡県	85
佐賀県	43
長崎県	41
熊本県	68
大分県	50
宮崎県	28
鹿児島県	51
沖縄県	8
合計	2,506